

シリア・アラブ共和国
障害者職業訓練機材整備計画
基本設計調査報告書

平成 10 年 3 月



国際協力事業団
中央開発株式会社

調無二
CR(2)
98-045

13
13
RT

シリア・アラブ共和国
障害者職業訓練機材整備計画
基本設計調査報告書

平成 10 年 3 月

国際協力事業団
中央開発株式会社



1142949(S)

序 文

日本国政府は、シリア・アラブ共和国政府の要請に基づき、同国の障害者職業訓練機材整備計画にかかる基本設計調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成9年11月18日から12月12日まで基本設計調査団を現地に派遣いたしました。調査団は、シリア政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施いたしました。帰国後の国内作業の後、平成10年3月3日から3月13日まで実施された基本設計概要書案の現地説明を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成10年3月

国 際 協 力 事 業 団

総 裁 藤 田 公 郎

伝達状

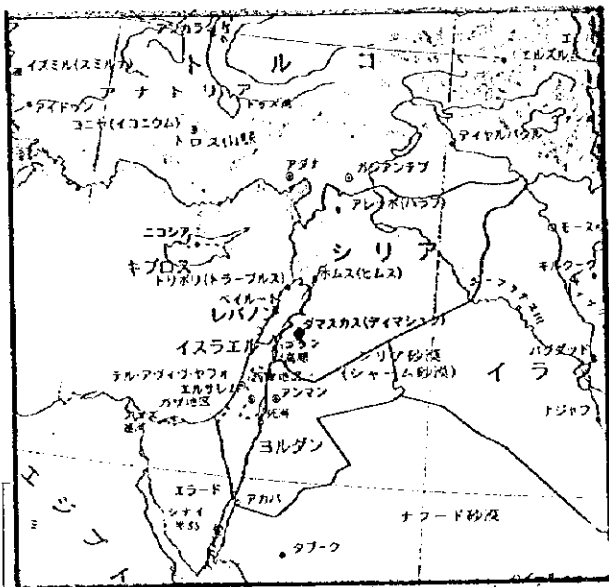
今般、シリア・アラブ共和国における障害者職業訓練機材整備計画基本設計調査が終了いたしましたので、ここに最終報告書を提出いたします。

本調査は、貴事業団との契約に基づき弊社が、平成9年11月4日より平成10年3月31日までの5.0ヶ月にわたり実施いたしてまいりました。今回の調査に際しましては、シリア・アラブ共和国の現状を十分に踏まえ、本計画の妥当性を検証するとともに、日本の無償資金協力の枠組みに最も適した計画の策定に努めてまいりました。

つきましては、本計画の推進に向けて、本報告書が活用されることを切望いたします。

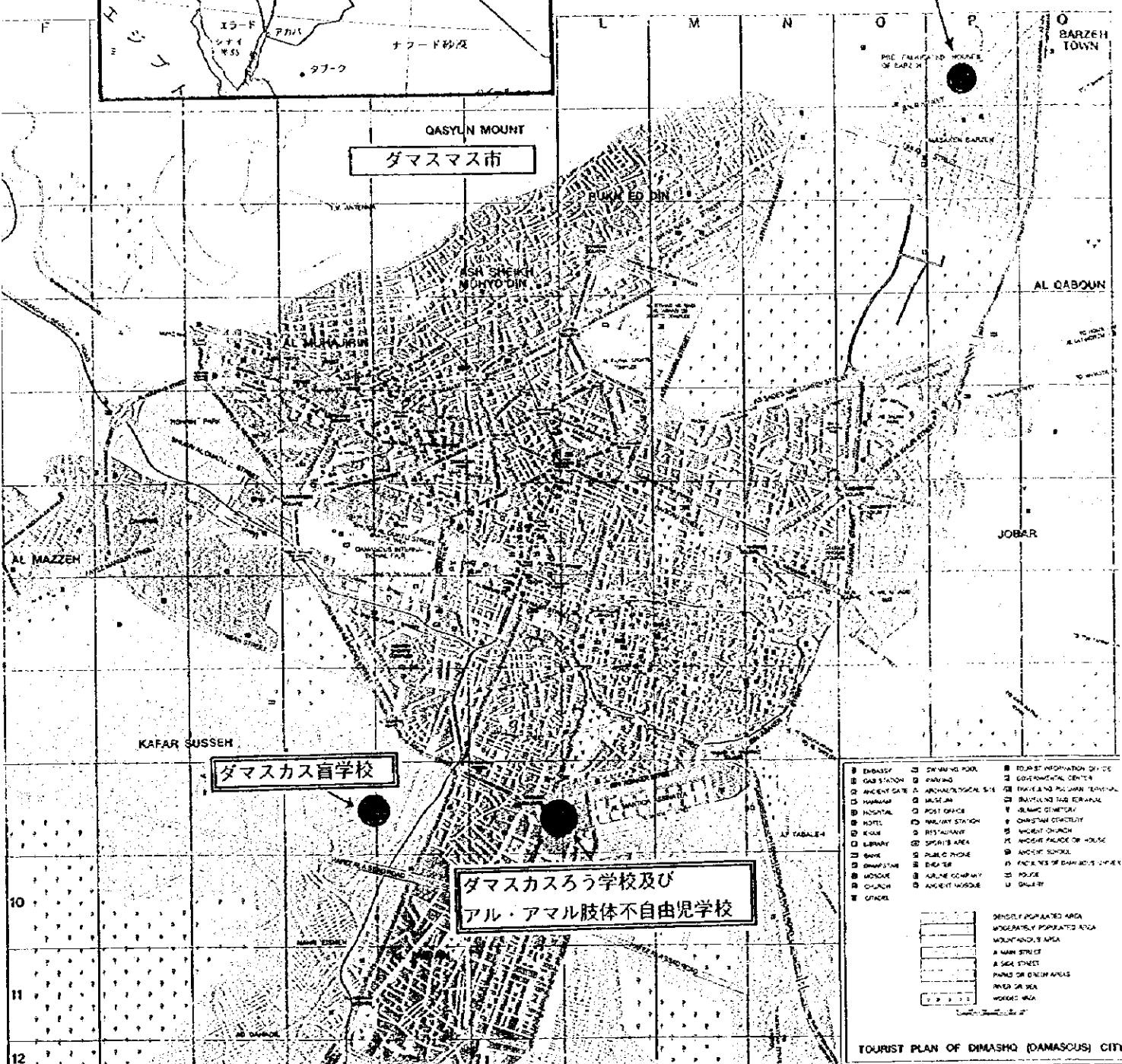
平成10年3月

中央開発株式会社
シリア国障害者職業訓練機材
整備計画基本設計調査団
業務主任 須田正美



ダマスカス障害者職業リハビリテーションセンター

QASYUN MOUNT
ダマスマス市



- | | | |
|--------------|---------------------|------------------------------|
| EMBASSY | SWIMMING POOL | TOURIST INFORMATION OFFICE |
| GAS STATION | PARKING | GOVERNMENT CENTER |
| ANCIENT GATE | ARCHAEOLOGICAL SITE | ENTRANCE TO DAMASCUS CENTRAL |
| HAMMAM | MUSEUM | ENTRANCE TO AL MAZEH |
| HOSPITAL | POST OFFICE | ISLAMIC CEMETERY |
| HOTEL | RAILWAY STATION | CHRISTIAN CEMETERY |
| KOUEK | RESTAURANT | MUSLIM CEMETERY |
| LIBRARY | SPIRIT'S AREA | ANCIENT PALACE OF HOUSE |
| BANK | PUBLIC HOUSE | ANCIENT SCHOOL |
| EMBASSY | ENTRANCE | ENTRANCE OF DAMASCUS CENTER |
| MOSQUE | ARMY COMPANY | HOUSE |
| CHURCH | ANCIENT MOSQUE | GALLERY |
| CINEMA | | |

- DENSELY POPULATED AREA
- MODERATELY POPULATED AREA
- MOUNTAINOUS AREA
- MAIN STREET
- SEA STREET
- PARK OR GARDEN
- AREA ON SEA
- WATERED AREA

TOURIST PLAN OF DIMASHQ (DAMASCUS) CITY

ダマスマス市街地図

計画対象施設位置図

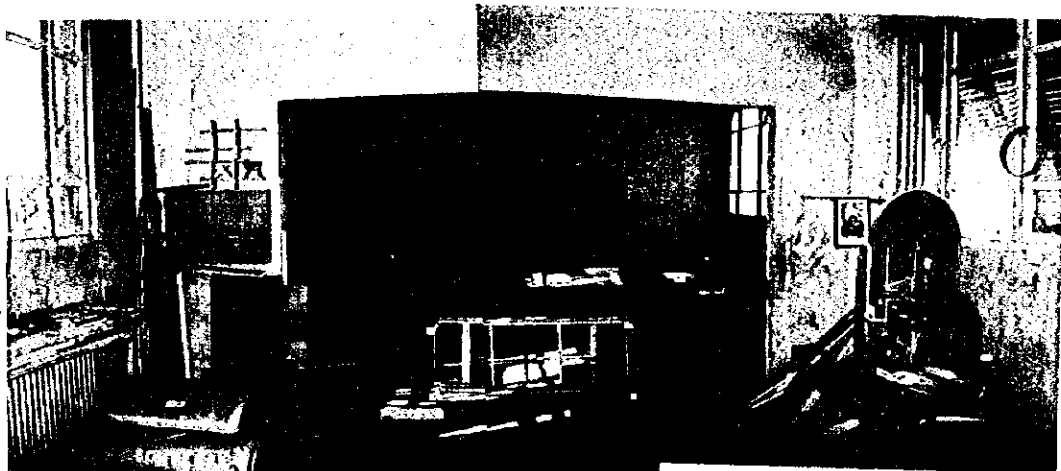
A. ダマスカス障害者職業リハビリテーションセンター



障害者職業リハビリテーションセンター入口



写真コースの訓練風景



木工コースの教室



タイプライターコースの訓練風景



皮革コースの教室

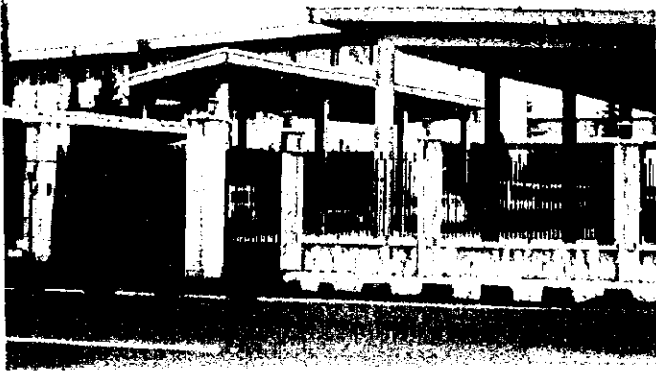


時計修理コースの訓練風景



縫製コースの訓練風景

B. ダマスカス盲学校



ダマスカス盲学校入口



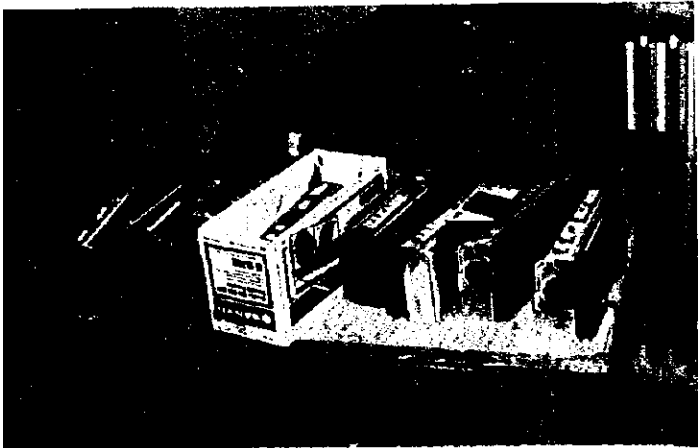
盲学校で使用しているバス



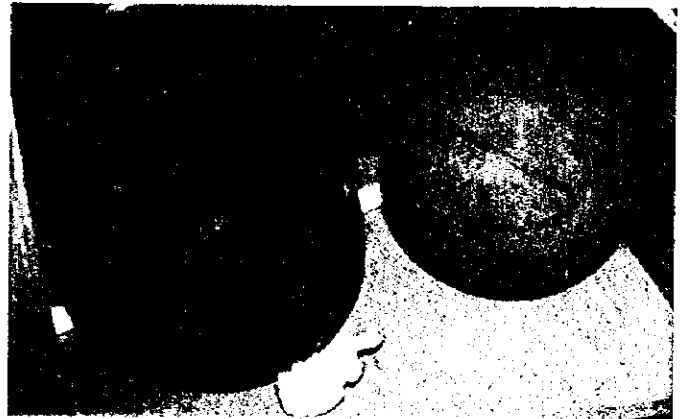
授業風景 (点字のテキストを使用)



音楽の授業に生徒から借用したキーボードを使用



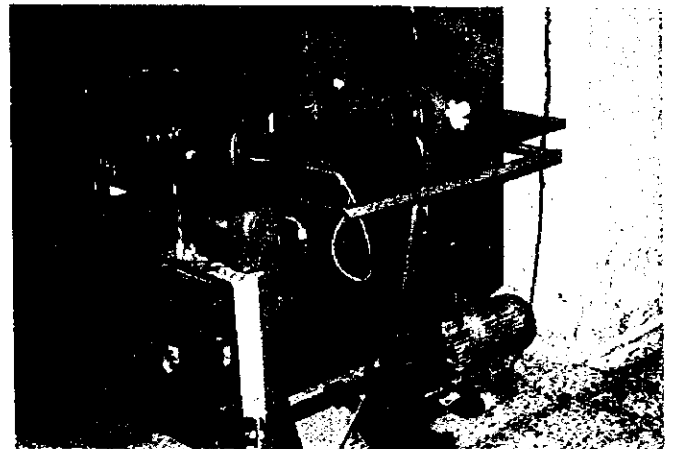
破損したラジカセ



ゴールボール (体育授業用)

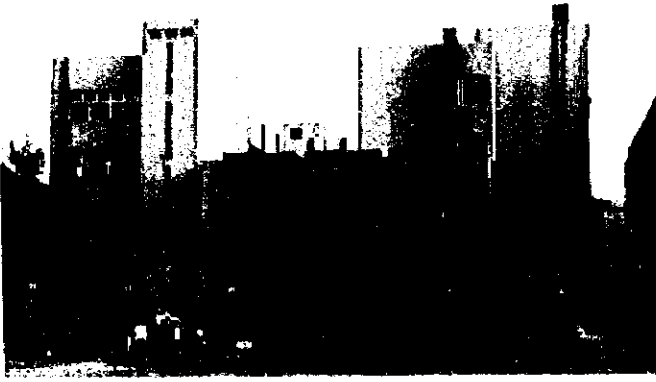


マクラメ作製風景

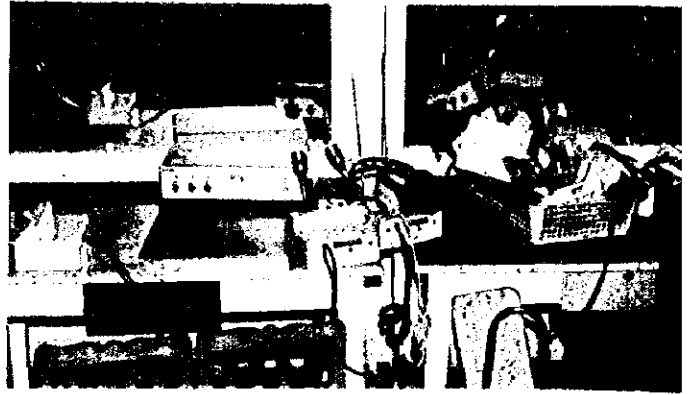


点字製版機

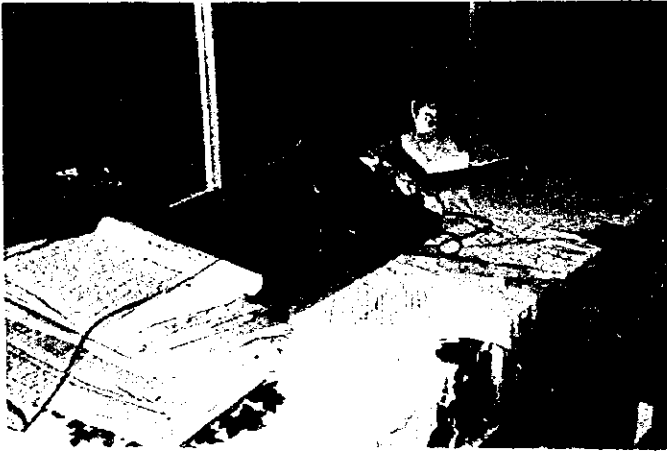
C. ダマスカスろう学校



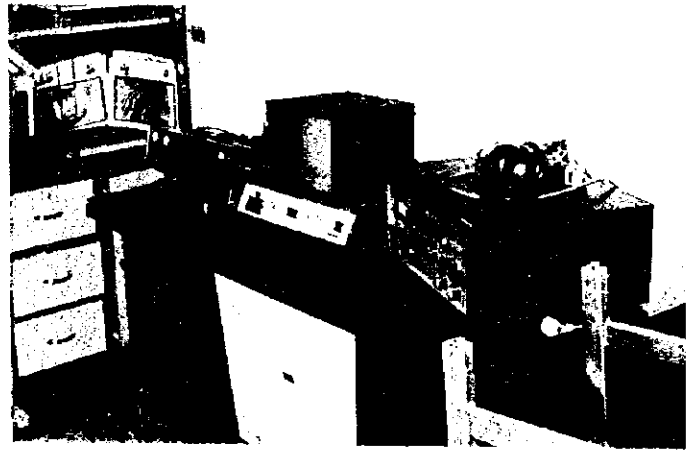
ダマスカスろう学校



L.L. (Language Laboratory) 機器



オーディオメーター



言語訓練機器



通学用バス



グラウンド



サッカーボール等の体育用品



楽器 (ルート)

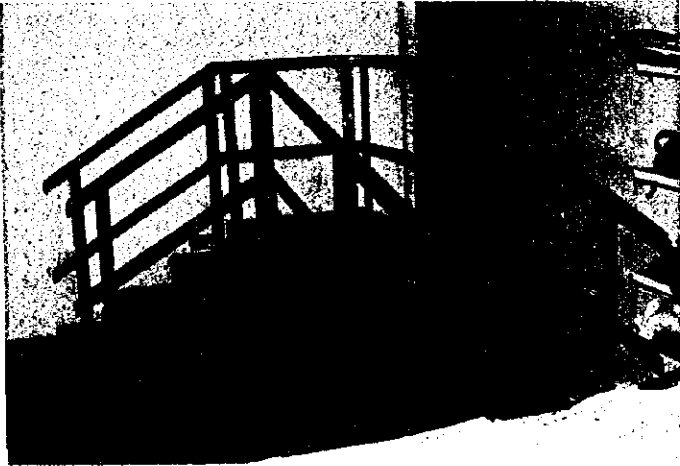
D. アル・アマル肢体不自由児学校



アル・アマル肢体不自由児学校



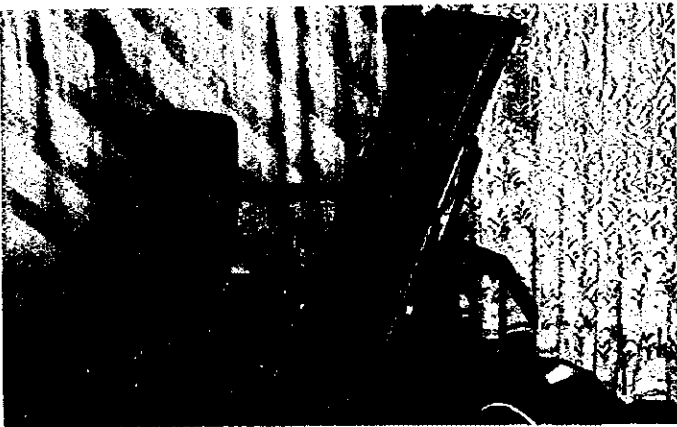
車椅子を使用している生徒達



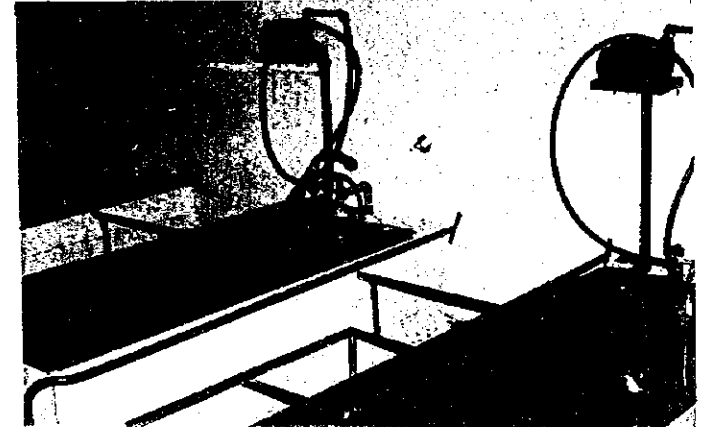
歩行訓練器



足関節機能訓練機器



立居訓練機 (子供用)



水流マッサージ用バス (水浴治療)



通学用バス



通学用バス

略語集

略語	正式名	和訳
CBR	Community Based Rehabilitation Programme	地域に根ざしたリハビリテーション計画
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNP	Gross National Product	国民総生産
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
ILO	International Labour Organization	国際労働機構
MSAL	Ministry of Social Affairs and Labor	社会福祉労働省
SP	Syrian pound	シリア・ポンド
NGO	Non Governmental Organization	非営利団体
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNRWA	United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East	パレスチナ難民救済事業機関
WID	Women in Development	開発と女性

要約

シリア・アラブ共和国（シリア国と称す）は、地中海の東岸、北緯32度～37度、東経35度～42度に位置し、北側でトルコ、東側にイラク、南側でパレスチナ及びヨルダンと接している。国土面積は約18万5千平方キロメートルで日本の約半分である。

気候は、地中海性気候で、暑く乾燥した夏と比較的温暖で降雨がみられる冬が特徴である。他のアラブ諸国に比較すると温和な気候である。首都ダマスカスでは、7～8月の夏に日中気温が30℃を超える日が続く一方で、1～2月の冬には気温が10℃以下に下がり、時には降雪が見られる。

シリア国中央統計局のStatistical Abstract 1997のデータによれば1997年1月1日現在の総人口は、16,554千人である。

シリア国における1994年の国勢調査では、障害者数が93,937名となっている。しかしながらUNDPは、身内に障害者がいることを隠す風潮が強いことからこの数値が実体を反映していないとし、総人口の3～8%が何らかの障害を持つと推定しているWHOの値を採用している。この数字を用いると、シリア国の障害者数は約50～130万人となる。

本計画の実施機関である社会福祉労働省は、シリア国政府における障害者政策の立案及び実施の所管官庁である。現在の障害者対策は障害別施設の建設、運営に重点がおかれている。これらの施設は、障害者に対し教育・リハビリテーション等の無料サービスを提供している。施設の大部分は寮施設およびバスによる通学等の障害者サービスを行っているが、施設数に制限があり、入学（入所）希望者は長期間待機しなければならない状況となっている。

1998年度国家計画における社会福祉労働省の所轄する分野では、以下の二大目標の実施を計画している。

- ・地方住民支援
- ・障害者、高齢者、知的障害者に対する特別の配慮

この二大目標に対する活動計画として本セクターでは次の2項目が計画されている。

- ・障害者に対して特に配慮し、障害者が生産できるものは何でも取り上げるよう努力し、最大数の障害者を雇用する。
- ・重複障害者及び高齢者に対するサービスを充実する。

本計画ではダマスカス市内で障害者教育及び職業リハビリテーションを行っている以下

の4施設に対する機材の更新・拡充が要請されている。

- ・ダマスカス障害者職業リハビリテーションセンター
- ・ダマスカス盲学校
- ・ダマスカスろう学校
- ・アル・アマル肢体不自由児学校（ダマスカス校）

障害者職業リハビリテーションセンターはシリア国で唯一の職業リハビリテーションを行うセンターとして、医学リハビリテーションから職能訓練、日常生活訓練、社会自立指導、教育そして職業自立のための技能訓練等、総合的一貫したサービス提供の機関として位置づけられている。他方、当センターは、1970年代から訓練内容がほとんど変化しておらず、機材の老朽化に伴い機能面及び運営面のレベルが低下している。

障害者の基礎教育を目的とした盲学校、ろう学校、肢体不自由児学校は、シリアに2校ずつしかない国立校の1つであり、シリアの障害者教育の中心的役割を担うべき教育機関としての機能を持っている。しかしながら、いずれの学校も機材の老朽化及び陳腐化による機材不足のため、十分な教育効果を上げることができない状況である。

これら4施設の機材更新・拡充の要請を受け、国際協力事業団は1997年11月18日から12月12日までの25日間にわたる基本設計調査団をシリア国に派遣した。調査団は、シリア国政府関係者と要請内容について協議するとともに、計画対象施設ならびに関連施設の現地調査および計画関連資料の収集などを行った。さらに帰国後、本計画の妥当性を検証するとともに基本設計概要書を取りまとめた。

さらに、国際協力事業団は1998年3月3日から3月13日までの11日間にわたる基本設計概要説明調査団をシリア国に派遣し、シリア国政府関係者と機材の内容につき協議するとともに、シリア側負担事項についての確認を行った。

基本設計では、対象4施設の要請機材についての検討を行った。ダマスカス障害者職業リハビリテーションセンターでは、機材の検討に先立ち、訓練コースの検討を行った。要請書では、既存10コースと新設5コースの計15コースが対象とされていたが、最終的には、就労の可能性の高い職種、重度の障害者でも作業可能な職種、実施機関の優先順位を考慮してコースの検討を行ないビジネス、木工、縫製、編物、電気修理、知的障害者能力開発の6コースを計画対象として選定した。また、コース定員についても現状並びにカリキュラム等を勘案し、適正数を計画した。盲学校、ろう学校、肢体不自由児学校に対しては、現状の教育・訓練内容をふまえ、それぞれの障害に対応する特殊教育および機能回復訓練を改善するために、必要な機材を中心に計画することとした。

対象4施設における要請機材は、以下の選定基準により検討した。

- ・障害者職業リハビリテーションセンター機材はカリキュラムに則った機材選定とする。
- ・スポーツ及び音楽を利用したスポーツセラピー及び音楽セラピーは、有効な療法の一つであり、調達対象とする。
- ・教育用機材は、障害者に関連する機材を中心に調達対象とする。
- ・通学用バスは必要最小限の台数を調達対象とする。
- ・障害者の教育のために有効な機材（点字印刷機・テープ教材用機材・点字機器・聴覚訓練機器・理学療法機器等）は、調達の対象とし、機材の水準は、現状の先方の技術水準で対応可能なものとする。
- ・各学校から要請されているコンピュータは、現状のシリアの初中等教育におけるコンピュータ教育の実施状況及び計画対象校の受け入れ体制に照らし時期尚早と判断し調達の対象とはしない。

以上より、各施設ごとの機材内容を次表に示す。

1 障害者職業リハビリテーションセンター用機材

機材番号	機材名	概略仕様	計画数量	単位
a.1	ビジネスコース	-	-	-
a.1.1	ワープロソフト付パソコン	アラビア語対応	1	式
a.2	木工コース	-	-	-
a.2.1	木工用工作機械	帯鋸版・丸鋸版・ルーター・木工旋盤等	1	式
a.2.2	木工用工具	工具・工作机・ツールワゴン等	1	式
a.3	縫製コース	-	-	-
a.3.1	ミシン	足踏みミシン・工業用ミシン・ロックミシン・刺繍ミシン・ジグザグミシン・ボタン穴かがりミシン等	1	式
a.3.2	洋裁用具	スチームアイロン・製図セット・洋裁用具セット・ツールワゴン・作業台等	1	式
a.4	編物コース	-	-	-
a.4.1	編み機(電動)	電動編み機・マニュアル編み機	1	式
a.4.2	ミシン	ニットかがり縫いミシン・刺繍ミシン	1	式
a.4.3	編み物用具	編み物セット・刺繍セット・ツールワゴン等	1	式
a.5	電気機器コース	-	-	-
a.5.1	測定器	電圧計・電流計・オシロスコープ・テスター・波形発信器・ワットメータ・クランプメータ等	1	式
a.5.2	工具	電動ドリル・電動グラインダ・はんだごて等	1	式
a.5.3	モーター修理セット	巻線機(手動・電動各1台)及び各種工具、工具箱、	1	式
a.6	知的障害者能力開発コース	-	-	-
a.6.1	作業用訓練用具	ローラーコンベア・秤・トレイ・機織り機・組立分解工具等	1	式
a.6.2	職業評価器具	一般職業適正検査器一式	1	式
a.6.3	音楽セラピー用楽器	キーボード・ドラム・シンバル・カスタネット・トライアングル	1	式
a.7	車椅子	-	-	-
a.7.1	車椅子	成人用、折り畳み式	20	台
a.7.2	電動車椅子	レバー操作、成人用	10	台
a.8	コピー機	用紙サイズA5～A3	1	台
a.9	通学バス	35人乗り	1	台
a.10	スポーツ用品	-	-	-
a.10.1	スポーツセラフィ用品	トランポリン・跳び箱・レスリングマット・平均台・卓球セット・平行ブロック・バスケットボール用車椅子・筋力トレーニング機	1	台

2 ダマスカス盲学校用機材

機材番号	機材名	概略仕様	計画数量	単位
b.1	点字用印刷機	点字プリンター・点字対応コンピュータ等	1	式
b.2	ヘッドホン付テープレコーダ	平型ヘッドホンレコーダ	100	台
b.3	点字タイプライタ	手動点字タイプライタ・電動タイプライタ	1	式
b.4	音楽用機器	アコーディオン・タンバリン・キーボード・太鼓・シンバル・カスタネット・トライアングル	1	式
b.5	テーブダビング機	マスター&3コピー	1	式
b.6	生活訓練用機材	電気コンロ・ミニチ機・ジュース機・冷蔵庫・圧力鍋・洗濯機	1	式
b.7	通学バス	35人乗り	1	台
b.8	点字盤	A4またはB5サイズ	200	枚
b.9	スポーツ用品	ゴールボールセット・チェス・盲人用卓球セット	1	式
b.10	盲人用教育機材	人体模型・人骨模型・各種動物模型・乗り物模型等	1	式

3 ダマスカスろう学校用機材

機材番号	機材名	概略仕様	計画数量	単位
c.1	聴覚訓練用機材	ランゲージラボ・オーディオメータ・インピーダンスメータ・補聴器	1	式
c.2	リズム教育用音楽用品	キーボード・ドラム	1	式
c.3	ろう学校用教育機材	人体模型・耳模型	1	式
c.4	スポーツ用品	トランポリン・跳び箱・レスリング用マット・走り高跳び用機材・平均台・卓球セット・バランスブロック	1	式
c.5	ビデオ及びビデオカメラ	ビデオカメラ、ビデオデッキ、モニター	1	式
c.6	通学バス	35人乗り	1	台

4 アル・アマル肢体不自由児学校用機材

機材番号	機材名	概略仕様	計画数量	単位
d.1	車椅子		1	式
d.2	理学療法機器	短波理学療法機器・周波数計数機・席外レーザ・ゴニオメータ・水浴療法機器・回転訓練機・複合運動機等	1	式
d.3	通学バス	35人乗り	1	台
d.4	身体障害者用教育用品	人骨模型・顕微鏡・人体模型・眼模型・脊椎模型・心臓模型・耳模型・脳模型	1	式
d.5	ビデオ及びビデオカメラ	ビデオカメラ、ビデオデッキ、モニター	1	式
d.6	音楽用品	アコーディオン・キーボード・カスタネット・トライアングル・シンバル・太鼓	1	式
d.7	スポーツ用品	バスケットボール用車椅子・スラローム用車椅子・筋力トレーニングキット・卓球セット・メデイカルボール・レスリング用マット・バスケットボール用品	1	式

本計画が日本政府の無償資金協力で実施される場合、計画実施に必要な事業費は計 260.5 百万円（日本側負担分は約 257.2 百万円、シリア側負担分は約 3.3 百万円）と見積られる。また、本計画の全体工期は、実施設計を含め 14 ヶ月程度が必要とされる。

障害者の社会参加を促進するためには、就業の促進と同時に、それに結びつく内容の職業訓練を実施することが重要である。また、障害児教育は、早期の適切な対応により機能回復が期待できる障害児も多く、それぞれの障害に応じた、より専門的な訓練と教育の提供のため、各学校の機能を充実し、障害児教育の水準の向上を図ることの必要性は高い。

本計画の対象となった施設は、他施設とのネットワークや人材育成により、多くの障害児・者と、それを取り巻く社会にサービスを提供していくことが期待されている。特に障害者教育・職業リハビリテーションの質・量両面の拡大のためには、優秀なスタッフの訓練の必要性が高く、本計画対象施設は、将来的には、これらの人材育成の役割を担う施設としても位置づけられる。

以上のように本計画は、ダマスカス市の障害児・者に対し、直接的に社会参加の機会を拡げ、BHN としての社会福祉向上を図るとともに、対象 4 施設をシリア国における障害者教育・職業リハビリテーションの拠点施設と位置づけることにより、間接的な裨益が広範に及ぶことが期待できる。

しかしながら、本計画を効果的に実施するためには、特に、障害者職業訓練リハビリテーションセンターにおいて、機能・運営面の強化が不可欠である。具体的には、職業適正評価システムの改善、コース毎のカリキュラム策定、テキストの作成、指導員の再教育、職業適応指導、個別カリキュラムによる個別指導訓練、職業活動の徹底が必要とされている。

本計画では、シリア側が主体的に取り組むべきこれらの課題を「障害者職業リハビリテーションセンターの運営・訓練システム改善計画」としてとりまとめ、シリア側が実施していくために、必要な指導、助言の提供を行うことを日本側の計画に含めることとした。さらに、先方政府は、各施設の運営状況について、定期的にモニタリングを行い、運営・訓練の改善の進捗状況及び本計画による機材調達の活用状況等の成果を具体的に確認することが必要である。

社会福祉労働省並びに対象 4 施設は、計画に従い、上記のようにモニタリングを行いつつ、各々に期待される機能を強化し、運営・維持管理に必要な人員の確保及び予算措置を実行することにより、本計画の目的が達成され、これを持続・発展することが可能となる。

目次

序文	
伝達状	
位置図/写真	
略語集	
要約	

第1章 要請の背景	1-1
第2章 プロジェクトの周辺状況	
2.1 当該セクターの開発計画	2-1
2.1.1 上位計画	2-1
(1) シリア国における社会・経済開発計画	2-1
(2) 第8次5カ年計画(1996-2000)における当該セクターの概要	2-1
(3) 1998年度単年度における当該セクターの概況	2-2
(4) 上位計画における本プロジェクトの位置付け	2-2
2.1.2 財政事情	2-2
(1) 国家予算に占める当該セクターの比率	2-2
(2) 世銀の構造調整等	2-6
2.2 他の援助国、国際機関等の動向	2-6
(1) UNRWA	2-6
(2) UNDP	2-6
(3) UNESCO	2-7
(4) UNICEF	2-7
(5) 二国間支援	2-8
(6) NGO	2-8
2.3 我が国の援助実施状況	2-8
2.4 シリア国における障害者及び教育・職業訓練	2-8
2.4.1 障害者に対する社会状況	2-8
2.4.2 シリアにおける教育・職業訓練の概況	2-12
2.5 プロジェクトサイトの状況	2-17
2.5.1 自然条件	2-17
2.5.2 社会基盤整備状況	2-17
2.5.3 既存施設・機材の現状	2-17
(1) 障害者職業リハビリテーションセンターの概況	2-17
(2) ダマスカス盲学校の概況	2-24
(3) ダマスカスろう学校の概況	2-25

(4) アル・アマル肢体不自由児学校の概況	2-26
2.6 環境への影響	2-27

第3章 プロジェクトの内容

3.1 プロジェクトの目的	3-1
3.2 プロジェクトの基本構想	3-1
(1) 要請書による要請内容	3-1
(2) ミニッツ署名時の要請機材	3-2
(3) 機材選定の基本方針	3-4
3.3 基本設計	3-24
3.3.1 設計方針	3-24
(1) 自然条件に対する方針	3-24
(2) 社会条件に対する方針	3-24
(3) 機材調達に対する方針	3-24
(4) 現地製品活用についての方針	3-25
(5) 維持管理能力に対する対応方針	3-25
(6) 機材の仕様・グレードの設定に対する方針	3-25
(7) 工期に対する方針	3-25
3.3.2 基本計画	3-26
(1) 全体計画	3-26
(2) 機材計画	3-30
(3) 図面	3-49
3.4 プロジェクトの実施体制	3-55
3.4.1 組織	3-55
(1) 社会福祉労働省	3-55
(2) 障害者職業リハビリテーションセンター	3-55
(3) ダマスカス盲学校	3-55
(4) ダマスカスろう学校	3-55
(5) アル・アマル肢体不自由児学校	3-56
3.4.2 予算	3-59
(1) 社会福祉労働省	3-59
(2) 障害者職業リハビリテーションセンター	3-59
3.4.3 要員・技術レベル	3-61
(1) 障害者職業リハビリテーションセンター	3-61
(2) ダマスカス盲学校	3-63
(3) ダマスカスろう学校	3-63
(4) アル・アマル肢体不自由児学校	3-63
3.5 障害者職業リハビリテーションセンターの運営・訓練システム改善計画	3-64

第4章 事業計画

4.1 施工計画	4-1
4.1.1 施工方針	4-1
4.1.2 施工上の留意事項	4-1
4.1.3 施工区分	4-1
4.1.4 施工監理計画	4-2
4.1.5 機材調達計画	4-3
4.1.6 運営・訓練システム改善計画に係わるソフト面での協力	4-3
4.1.7 実施工程	4-5
4.1.8 相手国側負担事項	4-6
4.2 概算事業費	4-7
4.2.1 概算事業費	4-7
4.2.2 維持・管理計画	4-7
(1) 障害者職業リハビリテーションセンター	4-7
(2) ダマスカス盲学校	4-8
(3) ダマスカスろう学校	4-9
(4) アル・アマル肢体不自由児学校	4-9
4.2.3 モニタリング計画	4-10

第5章 プロジェクトの評価と提言

5.1 妥当性にかかる実証・検証及び裨益効果	5-1
5.2 技術協力・他ドナーとの連携	5-3
5.3 課題	5-3

資料

1. 調査団氏名、所属	A-1
2. 調査日程	A-3
3. 相手国関係者リスト	A-5
4. 当該国の社会・経済事情	A-7
5. 参考資料リスト	A-9
6. 計画機材リスト	A-11

第1章 要請の背景

シリア国においては、出産前後における保健医療・衛生への配慮不足並びにアラブ地域の社会慣習（早婚、近親婚）の影響もあり障害者率が高いといわれている。他方、身内に障害者がいることを隠す風潮も強く、このため実体を反映した障害者数は把握されていない。WHOでは、シリア国の総人口の3~8%が何らかの障害を持つと推定しており、この数字から類推すると、シリア国の障害者数は約50~130万人となる。

シリア国の障害者は従来、社会的に隔離され、就業、社会参加の機会は閉ざされてきたが、1985年に制定された労働法第1号に障害者の就業機会を増やすことを目的として、雇用者全体に占める障害者の割合を4%に引き上げる旨の規定が設けられたこともあり、近年、障害者の社会進出を後押しする地元NGOの活動が活発化しつつある。また、政府としても障害児・者の機能回復訓練と併せて、基礎教育、職業訓練の機会提供を通じた障害児・者の社会参加増進のための取り組みを強化しつつある。しかしながら、必要な機材が不足しているため、十分な教育、職業訓練が行える状況にない。

本案件の実施機関である社会福祉労働省では、第8次5ヶ年計画の年次計画である1998年の開発計画の中で、「地方住民支援」と「障害者・高齢者・知的障害者に対する特別な配慮」を2大目標として掲げており、障害者福祉に対するサービスの向上を目指している。しかしこれらの教育・職業リハビリテーション等の公的サービスを受けている障害者は約3,000名であり、全国の障害者数の1%にも満たないものと推定される。

シリア国政府はこのような状況の下、障害者の就業と社会参加の機会の増大を目的として、障害児を対象とする学校、職業訓練センターに対して基礎教育機材及び職業訓練用機材を調達するために、日本政府に無償資金協力を要請した。

本案件の対象施設は、ダマスカス障害者職業リハビリテーションセンター、ダマスカス盲学校、ダマスカスろう学校、アル・アマル肢体不自由児学校であるが、いずれもダマスカス市内に位置し、社会福祉労働省の障害者職業リハビリテーション及び障害者教育の最前線となる施設である。ただし4施設とも大半の機材が老朽化・陳腐化している。効果的な職業リハビリテーション及び障害者教育を行うためには、機材の更新・拡充が必要となっているが、予算不足のため、それらの更新・拡充を行うことは困難な状況にある。

第2章 プロジェクトの周辺状況

2.1 当該セクターの開発計画

2.1.1 上位計画

(1) シリア国における社会・経済開発計画

シリア国は社会主義計画経済体制をとり、主要産業は全面的に国有化あるいは国家の直接管理下におかれていた。このため社会・経済開発計画は社会主義型5ヶ年計画に沿って進められてきた。しかしながら90年代に至り社会主義型経済の問題点が表面化し、市場経済への移行が急務となったこともあり、従来型の5ヶ年計画策定・実施が困難な状況となってきた。1996年から始まる予定であった第8次5ヶ年計画は、素案が作成されたのみで、閣議決定をみるにいたらず、内容も公表されていない。社会主義経済から民間活力導入型経済への移行期として、現在は、毎年一年分のみの計画を策定・実施している状況である。

(2) 第8次5ヶ年計画（1996-2000）における当該セクターの概要

上記の通り第8次5ヶ年計画は、実施に至ってはいないが、参考までに素案における当該セクター部分の要約を以下に記す。

1) 方針：

- a. 障害者施設の質・量の改善をはかり、障害者が社会復帰をはたし、経済・社会発展に参加できるよう、訓練、リハビリテーションを推進する。
- b. 重度障害、重複障害等に対応する障害者ケアの多様化
- c. 障害者の教育、訓練、リハビリテーションに対する技術基準の設定

2) 実施予定案件

a. 本省

- ・新規計画 : 知的障害児学校を3ヶ所新設
- ・第7次5ヶ年計画より持ち越し : アレッポ職業リハビリセンター建設、知的障害児学校等5ヶ所建設

b. ダマスカス地方事務所

- ・増・改築、設備増強 : アル・アマル校および盲学校施設充実
- ・第7次より持ち越し : アル・アマル校施設およびバス拡充
- ・新規計画 : 重度障害児校建設、脳性麻痺児施設建設、精神薄弱児校建設

c. 各地方事務所

- ・ろう学校 : アレッポ、ラタキア、ハマ、デラー、レッカの計5ヶ所に計画
- ・知的障害児学校 : ラタキア、レッカの計2ヶ所に計画
- ・盲人施設 : アレッポの1ヶ所に計画
- ・アル・アマル校 : アレッポの1ヶ所に建設

(3) 1998年度単年度計画における当該セクターの概況

人民委員会決定前の社会福祉労働省単年度計画案を調査時に入手した。この案では、社会福祉労働省における1998年の二大目標を次のように計画している。

- 1) 地方住民支援
- 2) 障害者、高齢者、知的障害者に対する特別の配慮

この二大目標の活動計画として掲げられている9項目中、以下の2項目が本セクターに関連している。

- 1) 障害者に対して、特に配慮し、障害者が生産できるものは何でも取り上げよう努力し、最大数の障害者を雇用する。
- 2) 重複障害者及び高齢者に対するサービスを充実する。

(4) 上位計画における本プロジェクトの位置づけ

上記の通り現在シリア国の社会・経済体制が全面的国家管理・社会主義体制から規制緩和、民間活力導入型経済へと大きく変わりつつあり、この影響を受けて、まとまった形での長期計画は存在しない状況である。

しかし、公表されなかったとはいえ、第8次5ヶ年計画の素案には、障害者に対する訓練・リハビリテーション・教育施設の拡充等が盛り込まれている。この素案を受け、社会福祉労働省の1998年単年度計画では、「障害者、高齢者、知的障害者に対する特別の配慮」を二大目標の一つとして掲げている。

障害者の職業リハビリテーション及び基礎教育に裨益する本件は、当該セクターの基本方針に沿った計画であるといえることができる。

2.1.2 財政事情

(1) 国家予算に占める当該セクターの比率

シリア国は社会主義体制のため、国営企業が多く、その人件費や、赤字補填が国家予算に大きな比重を占めるため、他国との直接的な比較は困難であるが、表2.1に示すように1991年から1995年の5年間では、社会保障・福祉歳出が歳出総額の2.0%しかなく、他のアラブ諸国と比較しても低い額となっている。

表2.1 アラブ諸国における保健・教育・社会保障・防衛費が歳出総額に占める割合

		歳出総額に占める割合(%)									
		保健		教育		社会保障・福祉		防衛		その他	
		1981	1991	1981	1991	1981	1991	1981	1991	1981	1991
		-90	-95	-90	-95	-90	-95	-90	-95	-90	-95
20	イエメン	4.1	4.4	17.4	19.7	29.5	30.3	49.0	45.6
51	エジプト	2.6	2.4	11.2	12.0	11.9	10.4	15.4	9.4	58.9	65.8
58	モロッコ	2.9	3.0	17.4	17.8	5.8	6.1	14.6	14.3	59.3	58.8
59	シリア	1.4	2.3	8.8	9.0	4.2	2.0	36.3	35.2	49.3	51.5
68	ヨルダン	4.4	6.5	12.4	14.8	11.4	14.6	25.8	22.6	46.1	41.5
73	チェコ	6.3	6.5	15.1	17.5	10.7	14.1	7.7	5.5	60.2	56.4
85	トルコ	2.3	3.0	13.6	16.1	1.2	3.1	12.2	10.0	70.8	67.8
102	オマーン	4.2	6.0	8.9	12.1	3.0	3.6	44.4	35.4	41.6	42.9
113	イスラエル	3.7	5.4	8.5	12.0	17.1	23.5	27.8	20.3	43.0	38.8
114	クウェート	6.7	4.5	11.9	8.8	10.6	13.7	14.5	36.8	56.3	36.1
115	アラブ首長国	6.8	7.1	11.4	16.2	3.1	3.4	43.3	37.5	35.5	35.8
132	日本	..	1.5	..	6.2	..	37.5	..	4.4	..	50.3

出典：世界開発報告 1997

シリア国の会計年度は1月から12月までであり、1995、1996、1997各年度の国家予算は表2.2の通りである。

社会福祉労働省の予算は金額において1995年：325百万ポンド、1996年：384百万ポンド、1997年：388百万ポンドと増加を続けているとはいえるものの、国家予算総額に占める比率は0.2パーセント前後で非常に小さい。

表2.2(1) 国家予算、1995年-1997年
歳出 (千シリア・ポンド)

省庁	1995	1996	1997
1 - 社会・人的資源分野	98,692,231	110,713,804	116,168,157
11-政府一般 (大統領府、人民会議、首相府)	2,797,254	3,366,829	3,735,234
12-内務・司法 (司法省、地方行政省、宗教財産省、住宅・公益省)	24,152,738	27,981,618	28,965,352
13-国家安全保障 (国防省、情報省)	39,981,421	41,741,328	43,860,260
14-対外関係 (外務省、情報省)	2,873,087	3,070,376	3,348,560
15-高等教育 (高等教育省)	4,874,368	5,750,460	6,260,073
16-教育 (教育省)	7,965,608	8,897,029	9,210,753
17-文化・国民指導 (文化・国民指導省)	374,775	841,411	905,819
18-社会福祉	3,477,853	3,610,580	3,041,647
181-社会福祉・労働省	325,808	384,701	388,748
182-保健省	3,152,045	3,225,879	2,652,899
19-経済・財務 (経済・外国貿易省、財務省)	12,195,127	15,454,173	16,840,459
2 - 農林・水産	15,281,463	19,442,918	24,220,008
21-行政・サービス (灌漑省、農業・土地改良省)	10,071,249	12,398,513	14,922,170
22-農林水産分野国営企業	5,210,214	7,044,405	9,297,838
3 - 鉱業	5,099,291	5,855,993	8,470,953
31-行政・サービス (石油・鉱物資源省)	69,291	70,993	70,953
32-鉱業分野国営企業	5,030,000	5,785,000	8,400,000
4 - 製造業	10,833,628	11,524,394	14,033,396
41-行政・サービス (工業省)	1,738,148	1,796,707	326,737
42-工業分野国営企業	9,095,480	9,727,687	13,706,659
5 - 電気・ガス・水	17,813,824	24,056,375	27,004,422
51-行政・サービス (電力省)	35,624	41,275	39,422
52-電力分野国営企業	17,778,200	24,015,100	26,965,000
6 - 建設	1,235,857	1,281,550	1,216,175
61-行政・サービス (建設省)	119,857	188,126	146,175
62-建設分野国営企業	1,116,000	1,093,424	1,070,000
7 - 商業	1,801,443	2,278,048	3,435,494
71-行政・サービス (商業省、観光省)	571,259	582,653	627,749
72-商業分野国営企業	1,230,184	1,695,395	2,807,745
8 - 運輸・通信	7,506,731	8,427,379	11,012,395
81-行政・サービス (通信省、運輸省)	2,071,731	2,622,479	3,277,895
82-運輸通信分野国営企業	5,435,000	5,804,900	7,734,500
9 金融・保険・不動産	655,700	1,119,539	1,164,000
0 - 未配分資金	2,850,000	3,350,000	4,400,000
合計	161,770,168	188,050,000	211,125,000

表2.2(2) 国家予算、1995年-1997年
歳入 (千シリア・ポンド)

歳入分類	1995	1996	1997
1 - 租税	28,653,000	57,371,000	69,296,000
11 - 直接税	11,361,000	36,110,000	48,143,000
12 - 間接税	17,292,000	21,261,000	21,153,000
2 - 国営サービス業務および国営資産 収入および投資	7,186,000	12,743,000	18,574,000
21 - サービス収入	1,245,000	1,372,000	1,332,000
22 - 資産運用収入	467,000	476,000	476,000
23 - 油田ロイヤルティー収入	5,474,000	10,895,000	16,766,000
3 - 諸収入	46,157,000	53,929,000	48,108,000
31 - 通過収入	187,000	187,000	250,000
32 - その他の収入	45,970,000	53,742,000	47,858,000
4 - 供給余剰	59,794,000	64,007,000	75,147,000
41 - 予算余剰	14,309,404	22,053,944	32,303,488
42 - 流動性余剰	6,434,947	8,202,533	9,500,567
43 - 都市自治体 (独立予算)	2,402,957	2,613,875	2,712,000
44 - 宗教財産省 (独立予算)	-	-	-
45 - 公共事業 (独立予算)	36,646,692	31,136,648	30,630,945
合計	141,790,000	188,050,000	211,125,000

(2) 世銀の構造調整等

シリアは債務不履行問題もあり、1986年以降世銀とは断絶状態にあったが、1997年6月世銀との間でリスケ計画が合意された。今後は世銀の新規借款も可能となるが、同時に従来はなかった経済、財政運営に関する世銀の助言、干渉の可能性もある。

2.2 他の援助国、国際機関等の動向

シリア国は、長年にわたりソ連寄りの外交路線をとっていたこと、また世銀とは1986年以降断絶状況にあったこと等により、西側諸国および西側寄りの国際機関との関係はきわめて希薄であった。我が国の無償援助も比較的新しく、他のドナーによる協力実績も分野を問わずきわめて少なかった。近年に至り、パレスティナ和平協定の実現、ソ連の崩壊といった国際情勢の変化により、シリア国もその政治外交路線の軌道修正を図りつつある。世銀とは1997年6月リスケに合意し、新規借款も可能となったこともあり、他の各ドナーもようやく動き出している。

障害者関連、および教育・職業訓練分野における国際機関等の動向は以下の通りである。

(1) UNRWA

シリア国全土に小学校89校、中学校49校およびダマスカスに職業訓練所(生徒数792名)を設立し運営している。シリア国においてはもっとも存在感のある国際機関であるが、対象がパレスティナ難民であり、シリア国民は若干入学・入所してはいるものの一般には関係がないといってもよい。ただしその卒業生は一般シリア国民と違って、シリア国内の公共セクターへの就職が困難であるため、湾岸への出稼ぎを含む民間セクターで通用する技術に主眼をおいている。シリア経済全体の民間セクターの拡大傾向からも、職業訓練面から参考にすべき点がある。

(2) UNDP

UNDPでは現在、下記案件を実施中である。

案件名：	Community Based Rehabilitation Programme
実施期間：	1997年7月から2年間
資金負担：	UNDP \$296,700 (シリア国政府負担は無い)
カウンターパート機関：	社会福祉労働省
実施機関：	ILO

目的： 以下の三分野において、シリア国政府に技術的支援を与えることにより、シリア国社会における社会・経済活動に対する障害者の統合化を図る。

- i) リハビリテーション分野における既存施設の能力向上
- ii) 選択されたいくつかの地方センターへの CBR 導入
- iii) 障害者リハビリテーションに対する国家方針の立案

初年度はダマスカス県、ラタキア県およびダラー県の農村部から各一カ所の地方センターを選び、そこをパイロット地域として CBR を導入、漸次全国に拡大することを考えて技術移転を行うこととしている。2 年目にあたる 1998 年には既存施設の能力改善をテーマに現在具体策を検討中であるが、ダマスカス職業リハビリテーションセンターの指導員を対象とするトレーニングも有力候補の一つとなっている。

(3) UNESCO

障害児はできるだけ一般学級で受け入れ、統合化を図るべきであるとの考えに立ち、

- i) 障害児の早期発見
- ii) 障害児に対するクラスのサポート

をテーマとした現役教員の研修会を 1996 年から毎年夏休みに全国 5 カ所の教育省研修所において開催している。

この他、専門家派遣を中心とする小型の技術協力が数件あるが、機材供与は技術協りに付随した小口供与があるだけである。

(4) UNICEF

ユニセフでは現在、障害者関連としては以下の三つのプログラムを実施している。

- i) 保健改善計画（保健省）
特に小学校児童の健康改善
- ii) 障害児早期発見プログラム（教育省）
全国の小学校新入学児童を対象に視力、聴力の検査を行うべく、聴力診断機材の提供を実施。
- iii) SOCIAL MOBILIZATION プログラム（情報省）
現在シリア国には、信頼性の高い障害者に係る統計がない。そこで、全国 3000 家族を抽出し、質問票により障害者の実態調査を行う計画を有している。1998 年第一四半期にはこ

の調査が完了する予定である。

(5) 二国間支援

工業短大（教育省・高等教育省共同所管）に対するドイツ GTZ による機材供与（1996 年）がこの分野における二国間援助として唯一目立っている。なおドイツは 1960 年代に UNRWA 職業訓練所創設に際しても機材供与を行っている。

(6) NGO

シリア国は、レバノン国ほどではないがアラブ諸国のなかでは欧米に多くの移民を送り出していた国であり、これら移民のなかでの成功者による資金拠出を中心とする欧米 NGO が障害児対策面でも活躍している。

2.3 我が国の援助実施状況

本セクターに関連する我が国の援助は以下のものがある。

- (1) ダマスカス小児麻痺教育センター
青年海外協力隊員派遣
- (2) 総合スポーツ連盟（障害者スポーツ）
青年海外協力隊員派遣

2.4 シリア国における障害者及び教育・職業訓練

2.4.1 障害者に対する社会状況

(1) シリア国における障害者数

前述したようにシリア国では正確な障害者統計はない。UNDP の CBR プロジェクトレポートでは、障害者の数について以下のように述べている。

シリア国における正確な障害者統計は入手できないが、総人口に対する障害者比率は一般に 3～4%程度と推定される。1994 年の国勢調査では障害者数 93,937 名（表 2.3 を参照）となっているが、この数字は、早期発見・対応体制の整っていない国では実態よりもかなり低くでてくるのが通常である。従いこの数字は最も差別され明白に区別された人たちの数字とみることができる。加えて、身内に障害者がいることを明かしたがる国民性からも統計数字は実状より低くなるとみられる。

WHOはこの地域の人口の3～8%は身体的、精神的あるいはその他の障害を持つと推定している。最も低い3%をシリアの総人口（総理府統計局発行STATISTICAL ABSTRACT 1997によれば1997年1月1日現在の総人口は16,554千人）にかけると障害者数は496,620人となる。なお、障害者協会での聞き取りでは4%、約65万人と推定していた。

これら障害者の障害の原因別、種類別比率についても信頼できる公的資料は入手できなかったが、社会福祉短大の今年度の卒業論文の中のサンプリング調査から表2.4のような推計がみられた。これは学生の卒業論文ではあるが現状入手できたデータのなかでは最も良質のものと思われる。

なお、情報省ではユニセフの支援により障害者実態調査を進めており、1998年第一四半期には一応の調査が完了する予定である。

表2.3 シリア国における障害者数（1994年国勢調査）

（単位：人）

地 域	障 害 の 種 類									合 計
	視覚障害	聴覚障害	土肢障害	下肢障害	知的障害	脳性麻痺	麻痺/障害	重複障害	その他の障害	
Damascus City	979	865	531	2,042	1,570	640	1,020	495	1,458	9,600
Damascus Countryside	1,266	1,233	743	2,558	2,221	657	1,186	495	1,655	12,014
ALEPPO	2,105	1,738	1,359	4,643	2,933	966	2,240	957	2,808	19,749
HOMS	1,208	911	546	1,857	1,210	461	852	413	955	8,413
HAMA	994	712	540	1,640	966	342	789	333	821	7,137
LATTAKIA	667	592	352	1,222	820	218	547	269	682	5,369
DERELZOR	609	366	231	797	361	119	302	188	377	3,350
IDLEB	974	836	573	1,805	1,008	320	745	321	840	7,422
AL-HASAKAH	580	672	516	1,658	689	262	641	360	876	6,654
AL-RAQAH	500	359	206	715	355	181	282	128	342	3,068
AL-SWEIDAH	392	191	153	495	352	100	246	126	225	2,280
DARA	673	502	326	948	539	181	377	212	424	4,182
TARTOUS	625	580	293	851	690	189	394	220	509	4,351
AL-QUNAITRA	75	28	24	84	43	14	36	16	28	348
合 計	12,047	9,585	6,393	21,315	13,757	4,650	9,657	4,533	12,000	93,937

表2.4 社会福祉短大の学生によるツブリング調査結果

(肢体不自由児学校における調査、ツブリング数：95名)

(1) 障害の程度

先天性：	完全障害	6名
	部分障害	6名
	不明	1名
後天性：	完全障害	38名
	部分障害	44名
合計		95名

(86.3%の後天性であり、また、先天性といえども遺伝によるものとは限らず、社会的に適切な配慮、対応がなされていれば防げたであろうとの考察がなされている。)

(2) 原因別

	人数	%
遺伝	5	5.3
出産時障害	3	3.2
事故	11	11.6
病氣	42	44.2
その他	22	23.2
不明	12	12.6
合計	95	100.0

(3) 両親の関係

	人数	%
近親婚(いとこ)	27	28.1
血縁関係なし	55	57.3
不明	14	14.6
計	96	100.0

(4) 母親の職業

職業あり	16.84%
専業主婦	74.74%
不明	8.42%

(職業を持つ母親は、子供の面倒を見る時間が少なくなるが、それと障害との間の相関関係は見いだせていない。)

(5) 妊娠出産に際して

	人数	%
産婦人科の診断を受けた者	31	32.6
全く医者にかからない者	28	29.5
不明	36	37.9
計	95	100.0

	人数	%
早産	6	6.3
普通	69	72.6
不明	20	21.1
計	95	100.0

(6) 出産時に障害児となる危険

	人数	%
産婦人科医師による出産	14	14.7
有資格助産婦	17	17.9
無資格	37	38.9
不明	27	28.4
計	95	100.0

(7) 小児麻痺予防注射を受けたかどうか

	人数	%
受けた	59	62.1
受けていない	23	24.2
不明	13	13.7
計	95	100.0

(8) 障害の兆候が現れた時、医者にかかったかどうか

	人数	%
何らかの処置を受けた	60	63.8
全く医者にかからなかった	6	6.4
不明	28	29.8
計	94	100.0

(2) シリア政府の障害者対策

UNDP、UNESCO、UNICEFといった国際機関がシリア国に対して障害者対策分野で協力を実施している。その影響もあるのか、社会福祉労働省あるいは教育省での聴取では、シリア政府は、一般国民と同じくすべての障害者がシリア国の社会経済の発展に参画することを目標とし、障害者のノマライゼーション、インテグレーション（統合化）に努力しているとの印象を受ける。

具体的に障害者政策を立案、実施する主務官庁は社会福祉労働省であり、以下に述べる施策を行っている。

a) 障害者施設の建設・運営

盲学校（8施設、377名）、ろう学校（6施設、947名）、肢体不自由児施設（アルアマル校3校および職業リハビリ施設1、289名）、精神障害者施設（8施設、641名）（以上数字はThe Annual Statistics Bulletin of the Ministry of Social Affairs and Labourによる。）脳性麻痺者施設等、社会福祉労働省では各種の障害の種類別施設を建設、運営している。これらの施設はダマスカス及び各地方都市部に建設されているが、そのほとんどが通学困難な障害者のための寮施設を有し、またスクールバスを運行している。授業料等施設利用費はすべて無料であり、寮費、バス運航費も国家の負担である。なお、食費については、通学生はすべて午後2時には下校するため、寮生の食事のみが国庫負担となっている。

b) CBR計画の推進

上記障害者施設はすべて都市部にあり、農村部居住者にとって利用が困難である。このため、社会福祉労働省は、UNDPの支援により全国農村部に建設をすすめているコミュニティーセンターを利用して、医療チェック、職業訓練を含むリハビリテーションを行う CBR 計画を 1997 年 7 月より開始した。

c) 障害者の雇用促進。

障害者職業リハビリテーションセンターにおいて職業訓練を行う他、以下の法律制定により障害者の雇用を推進している。

・労働一般法（1959年4月5日付け法律第91号、1981年1月1日改正）第29条。

雇用者は全従業員の2%に相当する障害者を雇用しなければならない。

・国家公務員法（1985年1月2日づけ法律1号）第7条。

第一項において公的部門における健常者の雇用に付き、詳細、煩雑、厳格な条件を記載している。第二項において、障害者については、各部門職員総数の4%を越えない範囲においては、前項の規定に係わらず、社会福祉労働省が定める条件で雇用可能と規定している。

ちなみに社会福祉労働省の職員数は、1995年12月31日現在で本省369名うち障害者16名、地方事務所(14カ所)1,931名うち障害者51名で本省だけでは4%を越えているが、全国平均では3%未満となっている。

2.4.2 シリアにおける教育・職業訓練の概況

(1) 初等教育

初等教育は教育省の所管である。小学校(Elementary School)は6歳からの6年間の義務教育であり、1996年現在国立10,321校、私立154校、UNRWA89校、計10,564校となっている。生徒数合計は2,672,960名であり、対象年齢人口数を上回り、ほぼ完全就学を達成している。

カリキュラムは、私立校、UNRWA校を含め教育省が制定した全国统一カリキュラムを使用し、授業時間数は表2.5の通りとなっている。なお、一部私立校においては独自の科目を設けているがそれらは教育省制定科目をこなした上で追加として行われているものである。

表2.5 教育省標準授業時間数

1. 小学校

(1週当たりの時間数、1時限45分)

学年	1	2	3	4	5	6	合計
宗教	2	2	3	3	3	3	16
国語(アラビア語)	11	11	10	10	8	8	58
外国語(英又は仏)	-	-	-	-	3	3	6
算数	5	5	5	5	5	5	30
社会科	1	1	1	2	4	4	13
理科	2	2	3	3	3	3	16
音楽	2	2	2	2	1	1	10
体育	3	3	3	3	2	2	16
図画工作	2	2	3	2	1	1	11
小計	28	28	30	30	30	30	176
社会活動	2	2	-	-	-	-	4
少年団活動	2	2	2	2	2	2	12
総計	32	32	32	32	32	32	192

なお、教育省は、現行カリキュラムは制定された時期が相当に古く、内容が時代に則さなくなってきたので数年前から全面見直しに着手した。新カリキュラムは、環境、保健・衛生、交通安全、職業・家庭、コンピュータ教育、労働・人口問題といった、従来軽視された点を強化し、かつ科目間の調整に留意することを主眼としている。この新しいカリキュラム、まず1996年に小学校一年生の一部に導入し、1997年には一部手直しの上、全国の一年生に新カリキュラムを導入す

るとともに、6県において2年生に新カリキュラムを試行導入している。カリキュラムの改訂は教科書、教育機材の改訂から教員の再教育を含む膨大な作業であり、小学校6年分の改訂には6年間かかる予定である。

小・中学校標準教育備品についても教育省制定の現行基準の内容は古く、改訂が必要であるが、上記カリキュラム改訂作業の後追いで見直しを進めていく予定となっている。

(2) 中等教育

前期中等教育（中学校、Intermediate School）3年間と、後期中等教育（高等学校、Secondary School）3年間に分かれ、いずれも教育省の所管である。

1996年における学校数は、中学単独 1,622 校、普通高校単独 90 校、普通中高一貫校 874 校、計 2,586 校となっており、内訳は国立 2,455 校、私立 82 校、UNRWA 49 校となっている。生徒数は、中学部計 690,679 名、高校部計 156,099 名である。

現在中学は義務教育ではないが、無料であり、また小学校を卒業すれば誰でも無試験で入学でき、実質的に義務教育化しているため、これを正式に義務教育とする動きが強まっている。カリキュラムは教育省の制定による全国同一カリキュラムであり、授業時間数は表 2.6 の通りである。

表2.6 教育省標準授業時間数

2. 中学校

学年	1	2	3	合計
宗教	2	2	2	6
国語及び書道	6	6	6	18
外国語（英又は仏）	5	5	5	15
数学	4	4	5	13
社会科（地理、歴史を含む）	4	4	4	12
理科	3	4	4	11
図画	1	1	1	3
手工芸	2	2	1	5
農業（男子）または家事（女子）	2	2	2	6
音楽	1	2	-	3
体育	2	2	2	6
軍事教練	2	2	2	6
合計	34	36	34	104

高等学校には普通高校と専門高校がある。いずれも中学卒業生が対象で修業年限は三年間である。普通高校は原則として大学入学資格検定試験に合格することを目標としており、一年生は全国共通科目であるが二年生からは文科系と理科系にわかれる。それぞれの授業時間数は表 2.7 の通りである。

表2.7 教育省標準授業時間数

3. 高等学校

学年	1 学年共通	2 年理系	2 年文系	3 年理系	3 年文系
宗教	2	2	2	2	2
国語	6	4	7	4	7
外国語	5	5	8	5	8
哲学・社会	1	-	-	-	-
倫理学	-	2	-	-	-
社会・経済・哲学	-	-	3	-	-
哲学	-	-	-	-	5
歴史	2	1	3	-	3
地理	2	-	3	-	3
数学	4	6	-	8	-
統計、確率	-	-	2	-	-
物理学	2	4	-	5	-
化学	2	2	-	3	-
生物学	2	3	-	3	-
美術	1	-	1	-	-
体育	1	1	1	-	1
国民社会教育	1	1	1	1	1
軍事教練	2	2	2	2	2
合計	33	33	33	33	32

専門高校には以下の5種類があり、授業時間は週44時間、うち28時間が専門科目で16時間は国語、数学、外国語といった一般科目となっている。

	学校数	生徒数(1996)
工業高校	77	28,131
家政高校 (女子)	324	28,905
商業高校	79	19,637
農業高校	22	239
宗教高校	26	649
計	528	77,561

工業高校における訓練分野は、電気・電子、溶接、鋳物、金型、空調、配管、木工、自動車整備、織物等であり、商業高校では簿記等、家政高校ではタイプ、ミシン等の職業訓練が行われている。

(3) 高等教育

高等教育省所管の大学(university)と各省所管の短大(アラビア語でマーハド、英訳は資料により college あるいは institute が使われ、日本語文献も高等専門学校、専門学校等統一されていないが、本報告書では短大を使用する。)がある。

大学はダマスカス（16学科）アレppo（13学科）テシュリーン（12学科）アル・パース（10学科）の4校、すべて国立で学生数男子97,258名、女子63,928名、合計161,196名（1996年）となっている。修業年限は文科系4年、理科系5年、医学部7年である。

短大は高校卒業生を対象とし、修業年限は原則2年である。教育省所管62校（教員養成、工業、体育等）、高等教育省所管22校（歯科、工業、商業、秘書等）、工業省所管9校（繊維、食品工業、化学工業、農業機械等）、石油省所管1校（石油）、電力省所管1校（電力）、観光省所管3校（観光）、農業省所管8校（農業、獣医）、社会福祉労働省所管1校（社会福祉）等ほとんどすべての省庁がその所管業務に関連した短大を設立、運営しておりその総数は135校、学生数計25,102名（1995年）となっている。

(4) 職業訓練

職業訓練は、教育省所管の職業高校、各省所管の専門短大でなされる他、各省庁ではそれぞれの所管分野における職業訓練校および職業訓練センターを設立運営している。例えば、工業省では職業訓練校4校、訓練センター4カ所、建設省所管の職業訓練校10校、訓練センター11カ所、観光省所管のホテル学校8校、ホテル訓練所1カ所といった具合で多岐にわたり全部で152施設、生徒総数14,583名となっている。これはシリア国が過去社会主義政策をとりあらゆる産業が国営であり、各省庁が自省訓練所卒業生を優先採用していた時代の名残であるが、民間に通用する職業訓練が昨今重要になってきている。

なお上記の職業訓練校は、中学卒業生を対象とし、二年間の訓練期間を終了すると熟練労働者の証明書が得られる。また職業訓練センターは、入学条件は特になく、学生の年齢もさまざまで、訓練が終了すると未熟練工（unskilled labour）としての証明書が得られるものである。

(5) 障害者教育

教育省当局は、障害児教育の基本はノーマライゼーション及び統合化にあり、障害児は可能な限り一般学級で普通教育を行う方針であると明言している。このため2年前からUNESCOの支援により、普通学級における障害児受け入れに関する現職教員のトレーニングコースを夏休みに実施している。しかしながら、現実には一般学級における受け入れには困難が伴う児童も多く、校長、医師および家族の話し合いの上、これらの児童は社会福祉労働省が所管する障害児・者学校に入学することになっている。

社会福祉労働省が所管する障害児・者学校は、盲学校8校、ろう学校6校、アルアマル肢体不自由児学校3校等であるが、将来は全国各県ごとに1校以上設立したいとしている。

特殊学校の所管は社会福祉労働省であるが、そのカリキュラムは可能な限り教育省制定の普通

校カリキュラムに準じ、これに点字教育、発語教育等それぞれの障害に応じた授業を追加することになっている。(カリキュラム詳細は、表2.5～表2.7参照。)また教員は教育省の定める教員資格をもつことを原則とし、特殊教員以外は教育省所属の一般教員が派遣されることになっている。派遣教員には派遣手当が給付され、本給は教育省、派遣手当は社会保障労働省が負担する。

なお、教員養成大学における障害児教育は、現在選択科目であるが、社会保障労働省では、この充実を1998年の実施政策の一つに上げている。

2.5 プロジェクトサイトの状況

2.5.1 自然条件

シリア国は、地中海の東岸、北緯 35 度～37 度、東経 35 度～42 度に位置している。その国境は、北側で、トルコ国、東側にイラク国、南側でイスラエル国(パレスチナ)及びヨルダン国と接している。気候は、地中海性気候で、暑く乾燥した夏と比較的温暖で降雨がみられる冬が特徴であり、他のアラブ諸国と比較すると温和な気候である。

調査対象地区である首都ダマスカスの気候を下表に示す。ダマスカスでは、7～8月の夏に日中気温が30℃を超える日が続く一方で、1～2月の冬には気温が10℃以下に下がり、時には降雪が見られる。ダマスカス市の気候からみて、機材選定や機材の運搬・搬入において特に配慮すべき事項は無い。

ダマスカス市の気候 (標高 661mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温 (℃)	6.2	8.0	11.2	15.7	20.4	24.6	26.6	26.2	23.3	18.5	12.3	7.5	16.7
降水量 (mm)	34.6	32.4	23.7	14.2	4.9	0.6	0.0	0.0	0.1	11.1	24.3	36.8	182.7
平均湿度	72	64	56	46	39	36	36	38	42	44	60	72	50

資料：理科年表 1994 年版

2.5.2 社会基盤整備状況

計画対象施設のサイトは、4カ所とも首都ダマスカス市内にあって、いずれも道路アクセスが良好である。また、計画対象サイトの施設(建物)の状態も良好で、電気、水道等の設備を有している。また、機材を配置するスペースも十分に確保されている。

2.5.3 既存施設・機材の現状

(1) 「障害者職業リハビリテーションセンターの概況」

I. 一般事項

- 1) 設立： 1970年 (現在に至るまでシリア国唯一の障害者職業リハビリテーションセンター)
- 2) 所管： 社会福祉労働省 所長：Yahya AL Nikher
- 3) 所在地： Damascus Mascken Barzeh 62 side TEL.511-1373、511-7349
- 4) 訓練指導時間： 8時30分から13時30分、休憩は15分間2回
- 5) 訓練指導科目：
身体障害者対象： 10コース (タイプ、木工、紳士服、婦人服、編み物、電気、靴、靴、

写真、時計)

知的障害者対象： 知的発達遅滞者能力開発

- 6) スタッフ： 所長1、社会福祉専門家(スーパーバイザー)3、技能指導員10、指導員助手1、知的障害者能力開発4、理学療法士2、等 計53名
- 7) 入所者数： 105名(男性81名、女性24名)
- 8) 入所時期： 9月入所
- 9) 合同訓練指導部門
- (a) 講堂(小劇場)：300席。手すり等の設備面で障害者への配慮が不足している。地下室は利用されていない。映画を上映できる構造となっているが映写機はない。
- (b) 体育： 体育館はあるが使用可能な用具はほとんどない。
- (c) 理学療法： 理学療法室があり、人員および機材面で比較的良く整備されている。
- (d) 入所選考： 1970年当初のILOの指導により、すべてのコースを体験させた後、個別コースへ進む方法を採用しているが、現在では各コースの機材不足などによりこの方式は形骸化している。
- (e) 移動環境： 丘陵地形に建築した施設のため、敷地内に傾斜があり、障害者の移動・歩行及び、訓練指導・生活環境、手洗い、便所等の使用面で適切とは言えず、重度障害者には不適である。
- (f) 寮： 寮生数は54人であり、男性は大部屋2室、女性小部屋(6人)7室を現在使用している。部屋の設備面の状況は概ね良い。寮生増加に対するスペース的余裕は十分にある。
- 10) その他： 電源は低圧(220V)受電(受電室に隣接して国の変電室があり、受電容量変更は可能)、上下水道は必要最低限設備されている。なお、空き実習室は十分にある

II. 名既存訓練コースの現況

1) タイプコース(1年間)

- (a) 入所者数： 7名
- (b) 障害状況： 主に下肢障害(内2名は車椅子使用)
- (c) 実習教材： 3部からなるテキスト使用。カリキュラムは手動タイプ(アラビア語)のみ。教材費予算は3ヶ月10,000SP程度である。
- (d) 指導態勢： 指導員(女性)1名(高専卒)、45歳 勤続10年
- (e) 指導状況： テキストに従い、基礎から表、ビジネス文章等(アラビア語)の作成実習をしている。
- (f) 機材設備状況： 十分とは言えないが他のコースから比較すると良い方である。現有機材の詳細

細は表 2.11 参照。

- (g) 実習室環境： 非常に手狭である。
- (h) 職業自立状況： 就職はある。
- (i) その他： 今後の方向として、パソコンの習得、英語等の外国語の入力ができれば、職域の拡大につながる。そのためには、訓練指導期間の延長が必要となる。

2) 木工コース(2年間)

- (a) 入所者数： 4名
- (b) 障害状況： 聴覚障害、軽度の下肢障害
- (c) 実習教材： 手工具により小箱を製作、継ぎ手の製作技術は素人細工程度で未熟である。他は基本実習としてほぞ組み等で、木工用機器は使用頻度が少ないように見受けられた。
- (c) 指導態勢： 指導員1名、35歳、勤続4年
- (f) 指導状況： 材料不足及び機材の老朽化のため不十分。
- (g) 機材設備状況： 整理整頓・清掃が不十分。現有機材の詳細は表 2.11 参照。
- (h) 実習室環境： 3教室をつなげて使用しているため段差があり、障害者には不適切。機器の保守管理状況は良くない。電気配線の露出している部分があり危険。
- (i) 職業自立状況： 就職はある。
- (j) その他： 市販品は量産でフラッシュ工法であるが、本コースではフラッシュ工法に対する指導は行われていない。木工芸(組木、木彫等)や杖等の木工製品補助具・補装具の製作は、比較的重度の障害者でも作業可能であり、就職・自営等に有利と思われる。

3) 紳士服コース(2年間)

- (a) 入所者数： 12名
- (b) 障害状況： 軽度の下肢障害(杖)、聴覚障害、上肢障害
- (c) 実習教材： 実習経費予算5,000SPであるが、基礎実習もできないほど材料不足(紙を使用)
- (d) 指導態勢： 指導員1名 50歳男性 勤続12年
- (e) 指導状況： 余り工夫が見られない
- (f) 機材設備状況： 実習室改修中のため、ミシン類は他の実習室に一時的に移されていたが、殆どの機材が老朽化している。現有機材の詳細は表 2.11 参照。
- (g) 実習室環境： 改修中
- (h) 職業自立状況： 公営企業への就職は可能
- (i) その他： 基礎を習得させることが大切。企業では分業化されているので、近将来的には婦人服と合併し縫製を中心に指導するほうが有利である。また、編物コー

スとも協力し、手工芸を取り入れることも検討の価値がある

4) 婦人服コース(2年間)

- (a) 入所者数： 14名
- (b) 障害状況： 聴覚障害者4名、軽度の肢体不自由者
- (c) 実習教材： ほとんど材料がない。調査中はミシン掛け(基礎縫い)及び製図をしていたが、製図用具も少なく、小さな紙にフリーハンドで画いていた。実習経費予算は5,000SP程度である。
- (d) 指導態勢： 指導員1名 女性60歳 勤続12年
- (e) 指導状況： 古い工業用ミシン(直線縫い、オーバーロック)を使用していた。
- (f) 機材設備状況： 機器の整備状態は長年使用している割には比較的良い。現有機材の詳細は表2.11参照。
- (g) 実習室環境： 狭く、スペース的に少し不足している。
- (h) 職業自立状況： 縫製関係は公営企業、民間ともに就職は良い。
- (i) その他： 工程単位の指導をした方が就職に有利と思われる。なお、能力の高い人には洋裁を修得させる個別指導方法も考えられる。

5) 編物コース(1年間)

- (a) 入所者数： 18名
- (b) 障害状況： かなり重度者もいる。主として下肢障害と聴覚障害であるが、中には妊娠中の薬害による上肢と聴覚の重複障害者もいる。車椅子使用者も2名いる。
- (c) 実習教材： 実習経費予算は10,000SP程度であり教材不足を補うため何十回も編みほぐしを繰り返しているため、毛糸の燃りも、生も抜けていた。また、現寸物も編んでいたが、材料も機械も悪い上、技能的にも問題が有り商品価値は認められるものではなかった。2人で1台の機械を使用している。
- (d) 指導態勢： 指導員1名 女性 45歳 手芸専門学校卒 勤続18年。
- (e) 指導状況： 指導員の熱意と指導技術は認められるが、デザインが古い。
- (f) 機材設備状況： 30年近くも良く使用していると思うほど手入れをして使用していた。現有機材の詳細は表2.11参照。
- (g) 実習室環境： 非常に手狭で動きが取れない。
- (h) 職業自立状況： 自営可能。
- (i) その他： 人気のあるコースである。就職にはあまり適さないが自営を目標にし、伝統的或いは現代的ファッションを取り入れた刺繍などは十分に職業自立に効果を表すであろう。

6)電気コース(2年間)

- (a)入所者数： 11名
- (b)障害状況： 下肢障害者
- (c)実習教材： 実習経費予算は 8,000SP 程度であるが、教材はほとんど見当たらない。
- (d)指導態勢： 指導員1名 43歳男性 専門学校卒 勤続9年。
- (e)指導状況： 理論と基礎回路を指導している。
- (f)機材設備状況： 機械・工具類は全くない。
- (g)実習室環境： スペース的には問題なし。
- (h)職業自立状況： 不明
- (i)その他： 将来的には、小型モーター、自動車用ダイナモ、更に家電関係修理を訓練内容に取り入れることにより就労を可能にすると考えられる。

7)鞆・皮革コース(2年間)

- (a)入所者数： 6名
- (b)障害状況： 下肢障害、聴覚障害、上肢障害
- (c)実習教材： 実習経費予算は 5,000SP 程度であり、若干の製品もあったが、商品価値は殆どない。
- (d)指導態勢： 指導員1名 45歳男性 勤続15年
- (e)指導状況： 塗装工事中で不明。
- (f)機材設備状況： 改修工事のため、皮革ミシン類は他のコースに分散されていたが、殆どの機材は老朽化している。現有機材の詳細は表 2.11 参照。
- (g)実習室環境： 塗装工事中
- (h)職業自立状況： 不明
- (i)その他： 鞆だけではなく、その他の袋物、皮革工芸を取り入れ自営に結び付けることも検討する必要がある。

8)靴コース(2年間)

- (a)入所者数： 9名
- (b)障害状況： 軽度の下肢障害者、聴覚障害者
- (c)実習教材： ほとんど無し
- (d)指導態勢： 40歳男性、勤続8年
- (e)指導状況： 塗装工事中で不明
- (f)機材設備状況： 現有機材の詳細は表 2.11 参照。
- (g)実習室環境： 塗装工事中で不明
- (h)職業自立状況： 公営企業に就職が可能。

- (i)その他： 製靴工場は公営企業が主であり、法定雇用率が4%と規定されているので、就職は可能である。しかし、工場では、製造行程が300工程位に分業化されている。したがって1単位工程は技能の訓練には余り値しない。訓練コースには、工業機械を取り入れるよりむしろ、靴修理の技能の修得を目標にした方が、就職・自営に有利である。更に将来的には、補装靴の製作の可能性も視野にいれる。

9)写真コース(2年間)

- (a)入所者数： 5名
(b)障害状況： 下肢障害、骨形成不全
(c)実習教材： 実習経費予算は3,000SP程度であるが、主にモノクロフィルムの修正で、DPEの設備はあまり使われている形跡はない。
(d)指導態勢： 50歳男性 勤続7年
(e)指導状況： モノクロ写真のDPEと写真修正である。
(f)機材設備状況： 一応最低限のDPE機材と修正デスクがある。現有機材の詳細は表2.11参照。
(g)実習室環境： 修理しながら使用している。
(h)職業自立状況： 不明
(i)その他： スタジオでの撮影、現像、引き伸ばし技術としての自営が考えられるが、需要はそれ程多くないものと考えられる。

10)時計修理コース(2年間)

- (a)入所者数： 4名
(b)障害状況： 下肢障害者。内、車椅子利用者あり。
(c)実習教材： ほとんど無し
(d)指導態勢： 指導員1名、60歳男性(定年は60歳)
(e)指導状況： 腕時計の分解組み立ての繰り返しである。
(f)機材設備状況： 現有機材の詳細は表2.11参照。
(g)実習室環境： 部屋の中心に作業台が置かれそこで実習作業していた。
(h)職業自立状況： 不明
(i)その他： 市内に時計修理屋はあるが、修理は電池交換とバンド取り替え程度であり、安いクォーツ時計が大半となっている現況では、自営も相当困難であろう。

11)知的障害者能力開発(2年間)

- (a)入所者数： 15名
(b)障害状況： 知的発達遅滞、しかし中には、肢体(軽度)と重複している者もいる。

- (c)実習教材： 識字用具、スポーツ用具等があり、指導員の努力が伺える。
- (d)指導態勢： 3名 男性
- (e)指導状況： スポーツでの体力造り、協調性を向上させるための作業、テンプレートによる丸、四角を画き色入れ作業を行っている。
- (f)機材設備状況： 小物絨毯製作、石膏型入れ等。現有機材の詳細は表 2.11 参照。
- (g)実習室環境： 良好。
- (h)職業自立状況： 不明
- (i)その他： 手探りの状態で指導・運営を行っており、指導員は、日本側に本コースの具体的指導方法についての指導も期待している。

(2) 「ダマスカス盲学校の概況」

設立： 1958年に自治体施設(Local Institute)として設立され当初の生徒数は、20名であった。その後、1970年に社会福祉労働省に移管された。

所管： 社会福祉労働省。ただし、教師の給料・任命は、教育省が管轄。

所在地： Damascus, Kafarawsa Square near Omran establishment.

TEL. 212-6963 (現在の場所には、1984年に移転した)

教育課程： 小学校(6年)、中学校(3年)、高等学校(3年)及び職業訓練コース。

授業時間： 8:30～12:30まで(1日5時限)

カリキュラム： 表2.8参照

職員数： 73名(教師の約50%は、盲人)

校長(1)、教員(33)、社会福祉員(2)、看護婦(2)、職業指導(2)、運転手(3)、監督官(5)、事務(5)、庶務(12)、その他(8)。

生徒数： 185名(1997年)。受け入れ可能数は、500名。

年度	1992	1993	1994	1995	1996	1997
生徒数	100	135	160	180	200	185

寮の有無： 有り

寮の利用者数： 85名

通学生徒数： 100名(朝と午後の通学バスの運行距離が長い所では、2～3時間を要している)

現有機材： 表2.12参照

- その他：
- 1) 盲学校では、文具、医療ケア、点字タイプライターや講義用テープの貸し出し、制服など無料で提供している。また、通学に利用しているバス、寮生の宿泊、食費も無料である。
 - 2) 校内での授業の他に、社会活動(ピクニックや博物館見学など)、スポーツ活動、音楽活動(身体障害者フェスティバルへの参加)を行っている。
 - 3) 医療ケアとして、看護婦が常駐しており、日常的ケアができる体制にある。また、近隣の政府系病院と連携しており、医師の定期的な巡回が実施されている。

(3) 「ダマスカスろう学校の概況」

設立： 1970年
所管： 社会福祉労働省
所在地： Damascus, Bab Mosala, TEL. 542-4353
教育課程： 就学前教育（2年）と小学校（6年）。
授業時間： 8:30～12:30 まで（1日5時間）
カリキュラム： 表2.9 参照
職員数： 67名
校長(1)、教員(36)、社会福祉員(1)、指導主事(1)、運転手(4)、その他に事務、用務、印刷・タイプ、倉庫係り等。
生徒数： 500名、全26クラス。（120名が入学待ちの状況にある。）

年度	1992	1993	1994	1995	1996	1997
生徒数	381	431	481	531	581	500

寮の有無： 有り
寮の利用者数： 80名（収容可能人数は180名）
通学生徒数： 420名（この内、学校のバスを利用できている生徒数が350名、その他の方法で通学している生徒が70名）
現有機材： 表2.13 参照
その他： 1) 設立からしばらくは、デンマーク、スウェーデン等の外国人教師がいたが、現在ではすべてシリア人職員で運営している。
2) クラブ活動が2時間程度あり。

(4) 「アル・アマル肢体不自由児学校の概況」

- 設立： 1976年
- 所管： 社会福祉労働省
- 所在地： Damascus, Bab Mosala（ろう学校に隣接）、 TEL. 542-4353
- 教育課程： 小学校（6年）、中学校（3年）、高等学校（3年）
小学校入学は、7歳から10歳までを受け付ける（一般校は、7歳からのみ）。
身体障害者のみが対象で、一般教育の他、社会活動、医療リハビリ、理学療法
を行っている。
- 授業時間： 8:30～12:30まで（1日5時間）
- カリキュラム： 表2.10参照
- 職員数： 44名
校長(1)、教員(24)、社会福祉員(2)、監督官(5)、看護婦(2)、運転手(2)、その他に
事務、用務等。
- 生徒数： 150名、この内60名が事故による障害者（200人が最大収容数）。

年度	1992	1993	1994	1995	1996	1997
生徒数	115	135	155	178	127	150

- 寮の有無： 有り
- 寮の利用者数： 60名
- 通学生徒数： 90名
- 現有機材： 表2.14参照
- その他：
- 1) 小学生は毎週水曜日に一般の小学校を訪問する。また、中学、高校では、月に1回程度、博物館や図書館へ出かけることになっている。
 - 2) 音楽クラブや絵画クラブがある他、スポーツクラブがあり、シリア国内の大会に参加し、毎年、メダルを獲得している。時には国際大会に出場することもある。
 - 3) 小学校1年の入学定員は、25名（今年度は、15名が入学した）。
 - 4) 昨年度の卒業生は、小学部17名、中学部5名、高等部10名。
 - 5) 生徒の障害の種類：麻痺（125名）、下肢障害（20名）、先天性奇形（5名）。

次に、各学校のカリキュラムを表2.8～表2.10示す。また、記述の4施設の既存機材の内容を表2.11～表2.14に示す。

2.6 環境への影響

本計画で整備する機材は、障害者のための職業訓練ならびに教育に係わるものであり、環境に悪影響を与えるような機材や資材は含まれていない。

表2.8 ダマスкас盲学校カリキュラム

小学校

科目	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
アラビア語	11	11	10	10	8	8	58
宗教	2	2	3	3	3	3	16
数学	5	5	5	5	5	5	30
理科	2	2	3	3	3	3	16
社会	1	1	1	2	5	5	15
体育	3	3	3	3	1	1	14
音楽	2	2	2	2	1	1	10
図画	1	1	1	1	1	1	6
工作	1	1	2	1	-	-	5
社会活動	2	2	-	-	-	-	4
外国語	-	-	-	-	3	3	6
計	30	30	30	30	30	30	180

中学・高校 (Preparatory and Secondary)

科目	7学年	8学年	9学年	10学年	11学年	12学年	計
アラビア語	6	6	6	6	7	8	39
外国語	5	5	5	5	8	7	35
宗教	2	2	2	2	2	2	12
科学	2	2	3	2	1	-	10
物理・化学	1	2	2	4	-	-	9
歴史	2	2	2	2	3	3	14
地理	4	2	2	2	3	3	16
社会教育	-	-	-	1	1	1	3
政治	1	1	1	1	1	1	6
哲学	-	-	-	-	2	4	6
体育	1	1	1	1	1	1	6
図画	1	1	1	1	1	-	5
音楽	2	2	-	-	-	-	4
手工芸	2	2	1	-	-	-	5
計	29	28	26	27	30	30	170

表 2.9 ダマスカスろう学校カリキュラム

幼稚園及び小学校

科目	幼稚園1	幼稚園2	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
宗教	2	1	1	1	1	1	1	1	9
数学	6	6	7	9	9	9	8	7	61
リーディング	6	6	6	3	3	3	2	2	31
聴覚訓練	1	1	-	-	-	-	-	-	2
発語訓練	1	1	1	2	-	-	-	-	5
理科	3	3	2	2	2	1	1	1	15
社会	-	-	-	1	1	1	1	1	5
体育	2	2	2	2	2	2	2	2	16
図画工作	2	2	2	2	2	2	2	2	16
ライティング	1	2	2	-	-	-	-	-	5
ディクテーション	-	-	1	1	1	1	1	1	6
表現	-	-	-	1	1	1	1	1	5
言語訓練	-	-	-	-	1	1	1	1	4
手話(数字)	-	-	-	-	1	1	1	1	4
手話(言語)	-	-	-	-	-	1	1	1	3
歴史	-	-	-	-	-	-	2	1	3
地理	-	-	-	-	-	-	1	2	3
計	24	24	24	24	24	24	25	24	193

表 2.10 アル・アマル肢体不自由児学校カリキュラム

小学校

科目	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
宗教	2	2	3	3	3	3	16
アラビア語	11	11	10	10	8	8	58
数学	5	5	5	5	5	5	30
理科・保健	2	2	3	3	3	3	16
社会	1	1	1	2	4	4	13
体育	3	3	3	3	2	2	16
音楽	2	2	2	2	1	1	10
図画工作	2	2	3	2	1	1	11
外国語	-	-	-	-	3	3	6
小計	28	28	30	30	30	30	176
社会活動	2	2	-	-	-	-	4
少年団(キ+ ニ)	2	2	2	2	2	2	12
計	32	32	32	32	32	32	192

表2.11 障害者職業リハビリテーションセンター 既存機材

機材名	仕様		数量	備考 (機材状況等)
		(調達年)		
(1) タイプコース				
マニュアルタイプライタ (アラビア語)	Adler, universal 390	1970	16	9台良好、7台不可
マニュアルタイプライタ (仏語)	Adler	1970	1	良好
手回し輪転機	Rex rotary 1000	1970	1	不可
(2) 木工コース				
帯鋸	ブルガリア製、PLOVDIV, model BU402	1973	1	不良
手押し鉋盤	ブルガリア製、Yakorouda	1970	1	不良
丸鋸	ブルガリア製		1	不良
自動鉋	ハンガリー製、Technoimpex	1970	1	不良
丸鋸	ブルガリア製、PLOVDIV, model KM-3A	1970	1	不可
木工用作業台	Made in Syria	1970	3	使用不可、すべて取り替えが必要
(3) 縫製 (男性) コース				
工業用ミシン	Singer 491 D300GA	1970	2	1台不良、1台良好、ただし年間メンテ費用 5,000SP
工業用ミシン	Toyota	10-12年以上使用	2	良好
ロックミシン	Pegasus DC- MS230	1985	1	不良
(4) 縫製 (女性) コース				
工業用ミシン	Singer 660 A2, made in England	20年以上使用	1	不良
ヤマト ロックミシン	Yamato	20年以上使用	1	良好
足踏みミシン	Singer	1972-73	4	老朽化進み、状態不良
アイロン			1	状態不良
(5) 編物コース				
手動編み機	Silver Reed Mod. 360K	1970	12	不良(8)、不可(4)
手動編み機	Toyota KS858	1970	1	不良
(6) 電機修理コース				
機材無し (工具類も無し)				
(7) 皮革コース				
皮革用ミシン	Toyota LS2-AD148B (2 units), PFAF (1unit)	1982	3	不良2、不可1
カートン用ハサミ	Moznus (germany)	1970	1	良好
皮革用ミシン	Adler	1982	1	良好
(8) 靴製作コース				
靴用ミシン	Singer		1	不可
靴用ミシン		(1940)	(4)	不可
仕上げ機	Electrokovina (French)	15年以上	1	不良

良好：機材のコンディションが良好であり、今後も使用可能なもの。

不良：現在使用しているが、機材が老朽化しており、今後の使用に支障のあるもの。

不可：現在壊れており、使用不可能な機材。

表2.11 障害者職業リハビリテーションセンター 既存機材

機材名	仕様		数量	備考 (機材状況等)
		(調達年)		
(9) 写真コース				
身分証明書用コピー機	MAFI (Italy)	1970	1	不良
引き伸ばし機	Checkoslovakia, MEOPTA, TYP74210	1970	1	不良
カメラ	海鷲 (Seagull, 中国)	1984	1	不良
現像器	Poland	1970		不良
照明器具		1973以前	一式	使用可
修正装置		1985	6	使用可
カメラ	キヤノン(1)、ドイツ製(1)、 ロシア製(2)、ヤシカ(1)	10年以上使用	6	2台が良好、4台は不良
(10) 時計修理コース				
グラインダー			1	良好
消磁器			1	良好
ピンセット			5	良好
精密ドライバーセット			1	良好
ニッパー			1	良好
ペンチ			1	良好
ルーペ			2	良好
小方刀			1	良好
アルコールランプ			1	良好
かしめ装置	Favolite	1970以前	1	良好
時計洗浄器			1	良好
(11) 知的障害者開発コース				
サーカゲーム器		1997	1	良好
ピンポン台		1997	1	良好 (但し、品質悪い)
(12) 劇場				
音声ミキサー	Yamaha Ensemble mixer			良好
ビデオ	Sharp multi vidco			不良
TV 27"	オランダ製			良好
ピアノ				不良
(13) スポーツ用品				
ピンポン台	シリア製	10年以上	2	不可
ウェイトリフティング台	シリア製	10年以上	1	不可
バレーボール用の支柱とネット	シリア製	10年以上	1	良好
(14) 車輛類				
バス	トヨタ	1985		不良
バス	トヨタ	1983		不良
(15) 車椅子	シリア製、手動		6	不良
	(3年使用が2台、2年使用が3台、1年使用が1台。シリア国製は、1年程度の耐久性しかないとのこと)			
(16) 材)				
エルゴメーター	ドイツ製	23年以上	2	使用可
マット			2	使用可
筋力トレーニング			1	使用可
ハンドル			1	使用可
紫外線治療器			1	使用可

良好：機材のコンディションが良好であり、今後も使用可能なもの。

不良：現在使用しているが、機材が老朽化しており、今後の使用に支障のあるもの。

不可：現在壊れており、使用不可能な機材。

表2.12 ダマスカス盲学校 既存機材

機材名	仕様	数量	備考 (機材状況等)
点字製版機	亜鉛版用・Braille Stercotyper Deutsche Blindenstudienanstalt製	2	1台は不可 1台は良好
製本機	Drahtheftmaschinen PGH Leipzig	1	良好
紙用裁断機	Wohlenberg Paper Cutter MCS-2	1	良好
紙用裁断機 (マニュアル)	Ivoslozva Kosice Paper Cutter	1	良好
亜鉛版点字複製機	Heidelberg Braille Printer	1	良好
熱転写点字複製機	American Thermoform Corp. Pico Rivera 90660	1	良好
点字タイプライタ	Blitsa (German)	3	良好
点字タイプライタ	Perkins (America)	11	良好
点字タイプライタ	Blitsa (German)	150	不可
ラジオカセット	Sanyo	15	不可
洗濯機	General Electric (2層式)	3	良好
温水器	ALBORRAK	1	良好
乾燥機	Westinhouse	1	良好
ゴールボール		1	良好
盲人用チェス		1	良好
バス (トヨタ)	28人乗り	1	214,225 km、不良
バス (トヨタ)	28人乗り	1	197,776 km、不良
バス (トヨタ)	28人乗り	1	230,018 km、不良

表2.13 ダマスカスろう学校 既存機材

機材名	仕様	数量	備考 (機材状況等)
コンピュータ	DO-POWER	1	良好 (但し、陳腐化)
コンピュータ用プリンタ	STAR LC24-30	1	良好 (但し、陳腐化)
オージオメータ	Beltone Special Instrument, Chicago	1	不良
マイク・ヘッドフォン	Phillipus	10 sets	不可
ノイズメータ		1	不可
オシロスコープ		1	不可
TV・ビデオ	VHS	1 set	良好
OHP	Lamy Fax AB	1	良好
8mm映写機	EIKI	1	良好
オープンリールレコーダ	Phillipus	1	不可
スライドプロジェクタ	円盤式	1	良好
打楽器	タンバリン・マラカス・シンバル・ボンゴ等	1 set	良好
木琴		1	良好
人体模型		1	良好
卓球台	シリア製	1	良好 (ただし、品質は悪い)
チェス		1	良好
ダーツ		2	良好
バドミントン		2	不良
バス (フィアット)	1975年50人乗り	1	62,012 km (10万の位なし)、不良
バス (マツダ)	1985年28人乗り	1	30,302 km (10万の位なし)、不良
バス (アジア)	1995年28人乗り	1	100,250 km、良好
バス (トヨタ)	1985年28人乗り	1	259,453 km、不良

良好：機材のコンディションが良好であり、今後も使用可能なもの。

不良：現在使用しているが、機材が老朽化しており、今後の使用に支障のあるもの。

不可：現在壊れており、使用不可能な機材。

表2.14 アル・アマル身体障害者学校 既存機材

機材名	仕様	数量	備考(機材状況等)
風呂	ジェット噴流付 Electropompa イタリア製	3	不可
助木		2	1 風呂場・1 PT室(良好)
治療用ベッド	上半身手動昇降式	2	不可
水中超音波発生器		1	不可
理学療法用機器			PT室内
ボール		2	1 x 球形、1 x 菌型、良好
階段		1	良好
砂袋		24	良好
ダンベル		9	良好
平行棒		1	良好
筋肉トレーニング用セット		1	良好
自転車(垂直型)		1	不良
自転車(斜向型)		1	不良
リストトレーニング機器		1	良好
身体保持スタンド	子供用	1	良好
身体加温用電熱装置	電球使用	4	小 x 1、大 x 1、不良
超音波療法器	インド製	1	不可
ベッド	固定式	2	良好
鏡	全身用	1	良好
膝訓練機器		1	良好
肩訓練機器		1	良好
歩行器		2	良好
はかり		1	良好
温湿布機		1	不可
バランス用円盤		1	良好
卓球台		1	不良
バトミントン		3 式	不良
バスケットボール		2	不良
バレーボール		3	不良
サッカーボール		3	不良
ハンドボール		2	不良
ルート		1	良好
バイオリン	小	1	良好
ギター	小	1	良好
アコーディオン		1	良好
地球儀		1	良好
その他教材	手製	1 式	—
バス(トヨタ)	14人乗り	1	1983年製(348,100km)、不良
バス(マツダ)	22人乗り	1	15年以上前のもの・故障中、不良
バス(アジア)	28人乗り	1	1994年製(104,000km)、良好

良好：機材のコンディションが良好であり、今後も使用可能なもの。
 不良：現在使用しているが、機材が老朽化しており、今後の使用に支障のあるもの。
 不可：現在壊れており、使用不可能な機材。

第3章 プロジェクトの内容

3.1 プロジェクトの目的

シリア国は計画経済から市場経済への移行を段階的に進めており、ロシアをはじめとする東欧諸国で発生した政治・経済の混乱が生じないように留意しているが、湾岸戦争の影響もあって国内経済は厳しい状況におかれている。このため、各省庁への予算配分も恒常的に不足している。

本案件の実施機関である社会福祉労働省では、第8次5ヶ年計画の年次計画である1998年の開発計画の中で、「地方住民支援」と「障害者・高齢者・知的障害者に対する特別な配慮」を2大目標として掲げており、障害者福祉に対するサービスの向上を目指している。シリア国における障害者数は、50～130万人と推定されるが、教育・職業リハビリテーション等の公的サービスを受けている障害者は約3,000名であり、全国の障害者数の1%にも満たない。

本案件の対象4施設は、ダマスカス市内に位置し、社会福祉労働省の障害者職業リハビリテーション及び障害者教育の最前線となる3施設（盲学校、ろう学校、アル・アマル肢体不自由児学校）である。ただし、4施設とも大半の機材が老朽化・陳腐化している。効果的な職業リハビリテーション及び障害者教育を行うためには、機材の更新・拡充が必要となっているが、予算不足のため、それらの更新・拡充を行うことは困難な状況にある。

本計画は、このように厳しい経済状況にあるシリア国の社会福祉労働省に対し、対象4施設の機材の更新・拡充を行うことによって、シリア国の障害者職業リハビリテーション及び障害者教育の質を向上させ、直接的には対象4施設の訓練生及び学生940名に裨益するとともに、将来的には障害者職業リハビリテーションまたは障害者教育を受けられずにいる50～130万人の障害者にその機会を与えることを目的とする。

3.2 プロジェクトの基本構想

(1) 要請書による要請内容

本プロジェクトは、社会福祉労働省から要請された表3.1のダマスカス市内4施設について基本設計を行ったものである。

表 3.1 社会福祉労働省要請書による対象施設

	施設名	児童／生徒数	教職員数
1	ダマスカス障害者職業リハビリテーションセンター	105	53
2	ダマスカス盲学校	185	73
3	ダマスカスろう学校	500	67
4	ダマスカス・アル・アマル肢体不自由児学校	150	44

(1997年12月現在)

要請書では、障害者職業リハビリテーションセンターから、既存10コース、新規5コースおよびスポーツ機材・管理機材が要請されている。

ダマスカス盲学校、ダマスカスろう学校、アル・アマル肢体不自由児学校からは、車椅子、音楽機材、聴覚検査機器、理学療法機器、スポーツ機材等が要請されている。

(2) ミニッツ署名時の要請機材

現地調査において、対象4施設の視察及び社会福祉労働省・4施設担当者等と協議を行った結果、目的の項で述べたように効果的な障害者職業訓練・障害者教育を行い、障害者に対するサービスの向上を図る上で機材の更新・拡充の必要性は認められるものの、施設運営・機能面では、改良しなければならない点が見受けられた。このため、要請コースの見直し、機材の検討を行い、一部コースの変更ならびに機材数量の変更等を行った。主な変更点は以下の通りである。

a. 障害者職業リハビリテーションセンター

要請コースについて協議・検討を行うとともに、コースの優先順位を確認した。優先順位は、コース単位で示され、優先度の高いコースから順に並べる方法が実施機関により採られた。要請コースは、既存コースの時計修理コース及び新規コースの配管コース、歯科技工士コース、内耳製作コースおよび義肢装具コースの4コース、計5コースの要請が撤回されるとともに、現在2つに分けられているコースを1コースに統合したものもあり、計8コースとなった。5コースの撤回理由は以下の通りである。

・時計修理コース（既存コース）

要請機材が安価であり、シリア側でコース全体の機材調達が可能と判断

・配管コース（新規コース）

極めて軽微な身障者のみが作業可能な職種

・歯科技工士コース（新規コース）

保健省の管轄であり、社会福祉労働省で訓練出来ない職種

・内耳製作コース（新規コース）

保健省の管轄であり、社会福祉労働省で訓練出来ない職種

・義肢装具コース（新規コース）

シリア国内での経験が不足しており、技術的困難性がある職種

さらに、現在センターで設置されている分野であるがコースとして独立していなかった知的障害者能力開発を一つのコースとして独立させる要請があった。シリア国では、障害者の中で知的障害者の比率は表 2.3 に示すように少なくとも 15%程度を占めるものと推定され、肢体不自由者の次に多い比率を占めているにもかかわらず、知的障害者に対する職業能力開発は行われていない。社会福祉労働省では、知的障害者に対するサービスの向上の必要性から、本章の冒頭で述べた 1998 年開発計画に「障害者・高齢者・知的障害者に対する特別な配慮」として、知的障害者を 2 大目標の一つにあげている。

このような背景から、知的障害者開発の必要性を双方で認識し、当初要請にはなかったコースではあるが、本コースを要請の一つとすることとした。これにより、障害者職業リハビリテーションセンターの要請コースは計 9 コースとなった。

各コースの機材のうち、環境に悪影響を及ぼすおそれのある写真コースのカラー現像関連機材および訓練に直接寄与しない管理用コンピュータは、協議の上これを除外した。他方、コースの発展が期待できる機材、例えば縫製の刺繍関連機材、電気修理コースのモータ修理機材等を追加するとともに管理用機器として汎用性のあるコピー機を追加した。また、内容が多岐に渡っている機材は 1 式とし、さらに現地調査で内容確認を行うこととした。

ミニッツで確認されたコース別の要請機種数量は以下の通りである。なお、コースの順番はコース優先順位を示す。

・既存コース

1. タイプコース	5 種
2. 木工コース	19 種
3. 縫製・テーラコース	15 種
4. 編物コース	8 種
5. 電機修理コース	23 種
6. 皮革・靴製造コース	16 種
7. 写真コース	5 種
小計	91 種

・新規コース

1. 理・美容コース	1 式
2. 知的障害者能力開発コース	1 式
小計	2

・スポーツ・管理用機材

1. 車椅子	2 種
2. 劇場用機器	1 式
3. コピー機	1 種
4. 通学バス	1 種
小計	5 種

b. ダマスカス盲学校・ダマスカスろう学校・アル・アマル肢体不自由児学校

ダマスカス盲学校は、盲学校の生徒の生活訓練として欠かせない家庭科室用機材および教科の中に入っているスポーツ機材並びに教育機材が新たに要請されたため、要請機材機種が増加している。他方、ダマスカスろう学校及びアル・アマル肢体不自由児学校は、障害者職業リハビリテーションセンターの機材と同じく、要請内容が多岐に渡っている機材に関しては1式としたため、要請機材機種数は当初要請から減少している。機材の詳細は現地調査で確認を行うこととした。

1. ダマスカス盲学校	13 種
2. ダマスカスろう学校	8 種
3. アル・アマル肢体不自由児学校	9 種
小計	30 種

(3) 機材選定の基本方針

ミニッツで概定された機材に関し、引き続き現地調査を行った。現地調査では、各機材毎の必要数量、使用目的及び概略仕様の確認を行った。要請機材の確認は、次の「機材選定の基本方針」をシリア国側に説明し、基本方針に則って作業を行った。

機材選定の基本方針

- ・障害者職業リハビリテーション・教育用機材を対象とし、現有機材の更新及び数量が不足している機材を優先する。
- ・要請機材は、現有機材及び現在の職業リハビリテーション、教育の内容・方法、機材の使用法から必要性を検討し、必要最小限の機材を対象とする。
- ・将来計画上必要とされる機材は、計画の妥当性を十分に検討し、必要性の確認された機材を対象とする。
- ・利用率の低い機材、運用・維持管理に問題のある機材は対象外とする。
- ・現地調達可能または現地での維持管理が容易な機材を優先する。
- ・ランニング・コストが低い機材を優先する。

- ・過度に高度・高額な機材は避ける。
- ・個人所有となる可能性のある機材は対象としない。
- ・コンピュータソフトは OS 及び基本ソフトに限る。
- ・視聴覚用機材は、職業リハビリテーション・教育・施設運営に必要なものに限り対象とする。
- ・視聴覚用機材の仕様は、維持管理可能な必要最小限のものとする。
- ・車輛は、現有車輛の状況・運行状況・使用頻度を確認し、必要最小限の数量を確認する。
- ・車椅子は、職業リハビリテーション・教育に必要と認められた数量のみ対象とする。
- ・理学療法機材は、技術者の能力、維持管理能力に見合ったもので、学校運営上不可欠な機材に限り対象とする。
- ・理学療法機材の仕様は、必要最低限の機能を持つものとする。
- ・理学療法機材は、その使用にあたって医者の監督下のもとに行われることが確認された場合のみ対象とする。
- ・学校用教材は、一般校の教育省標準備品に準じ、必要最小限のものとする。
- ・職業リハビリテーション・教育カリキュラム・施設の機能から必要不可欠な機材は追加要請を認める。
- ・各機材は、既存施設内で使用出来るものに限る。
- ・既存施設の大規模な改修が必要となる機材は対象としない。
- ・環境に悪影響を及ぼす機材は対象としない。
- ・新しく教師等の人員が必要となる機材は、社会福祉労働省からその人員が確保されることが保証された場合に限り対象とする。
- ・職業リハビリテーションは、卒業後の就職・自営が可能な職種に限り対象とする。

以上より、本プロジェクトの基本構想は、シリア国の障害者職業リハビリテーションと障害者教育を行っている 4 施設に対する、障害者職業リハビリテーションと障害者教育に直接裨益する機材の更新と拡充を通じて、障害者の就業並びに教育に寄与するものである。

表 3.2 に要請機材リストを示す。

表 3.2 要請機材リスト (ミニッツ署名時)

Item No.	品名	要請数量	
A. 障害者職業リハビリテーションセンター			
a.1	ビジネスコース	-	
a.1.1	手動タイプライター (アビ'ア語)	5	
a.1.2	手動タイプライター (英語)	5	
a.1.3	電動タイプライター (アビ'ア語)	10	
a.1.4	電動タイプライター (英語)	10	
a.1.5	ワープロソフト付パソコン	5	
a.2	木工コース	-	
a.2.1	帯鋸盤	1	set
a.2.2	万力付木作業台	2	
a.2.3	丸鋸盤	1	
a.2.4	鉋盤	1	
a.2.5	ベンチドリル	2	
a.2.6	足踏式グラインダー	2	
a.2.7	木工プレス	1	
a.2.8	ルータ	1	
a.2.9	電動ドリル	2	
a.2.10	電動グラインダ	2	
a.2.11	電動サンダー	2	
a.2.12	電動鉋	2	
a.2.13	電動丸鋸	2	
a.2.14	電動ジグソー	2	
a.2.15	エアコンプレッサー	2	
a.2.16	集塵機	1	
a.2.17	スプレーガン	1	
a.2.18	ツールワゴン	4	
a.2.19	木工手工具セット	10	
a.2.20	角ノミ盤	1	
a.2.21	木工旋盤	1	
a.3	縫製・テーラーコース	-	
a.3.1	ミシン	10	
a.3.2	工業用ミシン	10	
a.3.3	真空プレス	1	
a.3.4	電動裁断機	2	
a.3.5	スチームアイロン・ア印台	5	
a.3.6	製図セット	2	
a.3.7	作業台	2	
a.3.8	ツールワゴン	5	
a.3.9	洋裁用具セット	10	
a.3.10	ロックミシン	2	
a.3.11	ボタン穴かがりミシン	2	
a.3.12	ボタン縫いミシン	2	
a.3.13	刺繍ミシン	2	
a.3.14	ダブルステッチミシン	2	

表 3.2 要請機材リスト (ミニッツ署名時)

Item No.	品名	要請数量	
a.3.15	ジグザグミシン	2	
a.4	編物コース	-	
a.4.1	編み機 (電動)	5	
a.4.2	ソールワゴン	2	
a.4.3	編み物用具セット	10	
a.4.4	編み機 (マニュアル)	15	
a.4.5	ニット用襟付けミシン	1	
a.4.6	ニット用かがり縫いミシン	1	
a.4.7	刺繍ミシン	2	
a.4.8	刺繍用具セット	5	
a.5	電機機器コース	-	
a.5.1	電圧計	5	
a.5.2	電流計	5	
a.5.3	LCRメータ	5	
a.5.4	オンロスコープ	5	
a.5.5	デジタルメータ	5	
a.5.6	テスター	5	
a.5.7	電気回路訓練キット	5	
a.5.8	AM/FM信号発生器	5	
a.5.9	波形発信器	5	
a.5.10	交・直流電源供給機	5	
a.5.11	バッテリーテスタ	5	
a.5.12	ワットメータ	5	
a.5.13	クランプメータ	5	
a.5.14	ラジオキット	1	lot
a.5.15	テレビキット	1	lot
a.5.16	照度計	5	
a.5.17	照明	5	
a.5.18	電動ドリル	2	
a.5.19	電動グラインダ	2	
a.5.20	ソールワゴン	5	
a.5.21	作業台	2	
a.5.22	ハンダごて	10	
a.5.23	モーター修理セット	1	lot
a.6	皮革・靴製造コース	-	
a.6.1	皮革カッター	1	
a.6.2	皮革パンチ	1	
a.6.3	皮革ミシン	5	
a.6.4	切り裂きナイフ	1	
a.6.5	保持器	1	
a.6.6	毛羽取り機	1	
a.6.7	ステッチミシン	1	
a.6.8	ヒール型取りミシン	1	
a.6.9	バインドロールミシン	1	

表 3.2 要請機材リスト (ミニッツ署名時)

Item No.	品名	要請数量	
a.6.10	乾燥機	1	
a.6.11	仕上げ機	1	
a.6.12	皮すき機	1	
a.6.13	作業台	2	
a.6.14	ソールワゴン	4	
a.6.15	皮革用工具セット	10	
a.6.16	製靴工具セット	10	
a.7	写真コース	-	
a.7.1	カメラ (三脚付)	5	
a.7.2	照度計	5	
a.7.3	スクリーン	2	
a.7.4	照明セット	2	
a.7.5	DPEセット	1	lot
a.8	車椅子	-	
a.8.1	車椅子	13	
a.8.2	電動車椅子	10	
a.9	劇場用機器	1	lot
a.10	コピー機	1	
a.11	通学バス	2	
a.12	スポーツ用品	1	lot
a.13	理・美容コース	1	lot
a.14	知的障害者能力開発コース	1	lot

表 3.2 要請機材リスト (ミニッツ署名時)

Item No.	品名	要請数量	
B. ダマスカス盲学校			
b.1	点字用印刷機	1	
b.2	ヘッドホン付テープレコーダ	100	
b.3	点字タイプライタ	100	
b.4	音楽用機器	1 lot	
b.5	テープダビング機	1 lot	
b.6	生活訓練用機材	1 lot	
b.7	洗濯機	2	
b.8	乾燥機	2	
b.9	通学バス	2	
b.10	音声認識装置付コンピュータ	10	
b.11	点字盤	70	
b.12	スポーツ用品	1 lot	
b.13	盲人用教育機材	1 lot	
C. ダマスカスろう学校			
c.1	聴覚訓練用機材	1 lot	
c.2	言語補正装置	1 lot	
c.3	教育用コンピュータセット	1 lot	
c.4	リズム教育用音楽用品	1 lot	
c.5	ろう学校用教育機材	1 lot	
c.6	スポーツ用品	1 lot	
c.7	ビデオカメラ及びビデオ	2	
c.8	通学バス	2	
D. アル・アマル肢体不自由児学校			
d.1	車椅子	50	
d.2	電動車椅子	5	
d.3	理学療法機器	1 lot	
	短波理学療法機器	1	
	周波数刺激機	2	
	赤外レーザー	1	
	赤外線紫外線ランプ	2 lot	
	ゴニオメータ	2	
	水浴療法機器	1 lot	
	回転訓練機	2	
	全身複合運動器	1	
	チルトテーブル	2	
d.4	通学バス	2	
d.5	教育用コンピュータ	2	
d.6	身体障害者用教育用品	1 lot	
d.7	ビデオ及びビデオカメラ	1	
d.8	音楽用品	1 lot	
d.9	スポーツ用品	1 lot	

本プロジェクトの対象となる4施設のうち、「障害者職業リハビリテーションセンター」は、3.4.3 要員・技術レベル及び3.5 障害者職業リハビリテーションセンターの運営・訓練システム改善計画に示すように、プロジェクトの実施に対し十分な受け入れ体制が整っているとは言い難く、プロジェクトの目的を達成するためには、機材の整備と並行して、シリア政府の自助努力による大幅な実施体制の改善が必要とされている。

本計画では以下に示すように、計画機材を、職業リハビリテーションとして比較的効果が高いと判断されるコースに絞り込み、改編することとし、さらに、基本的な改善カリキュラムを提案した上で、これに沿った機材選定を行うことを基本構想とした。また、シリア政府側による運営・訓練システムの改善計画を支援するため、必要なソフト面の協力も本計画に含む方針とした。

なお、他3施設「ダマスカス盲学校」「ダマスカスろう学校」「アル・アマル肢体不自由児学校」については、一定の受け入れ体制があると判断されたため。現状の実施体制ではほぼ対応可能な機材を中心として計画することとした。

障害者職業リハビリテーションセンターにおける計画対象コースの考え方

a. 障害者職業リハビリテーションセンター

1970年1月26日付け、政令第54号第2条による障害者職業リハビリテーションセンターの設立目的は、「障害者に対し職業リハビリテーションサービスを提供し、彼らがもともとついていた職業あるいは他の適当な職業に従事する能力を回復し、安定的職業を得られるようにすること」となっている。また、同令第4条には「障害者に対し身体的、職業的リハビリテーションに必要なサービスの提供、社会日常自立訓練指導、リハビリテーション関連教育、そして職業訓練等のサービス」が掲げられている。

従って、当センターは医学リハビリテーションから職能訓練、日常生活訓練、社会自立指導、教育そして職業自立のための技能訓練等総合的一貫したサービス提供機関として位置づけられている。他方、現在の当センターは、機能面及び運営面のレベルが低下しており、設立当初の趣旨を実践するためには以下の対応が必要である。

- 1) 時代の変遷によるサービスニーズの変化への対応
- 2) 形骸化したサービス内容の再活性化
- 3) 障害者の社会参加と平等の実現化を目標としたサービス機関への改善

このため、当センターにおける機材整備対象コースとして、以下の点を考慮した。

- 1) できる限りあらゆる種類の障害、障害の程度に対応するとともに、重度障害者への対応も配慮する。
- 2) 就労および自営の可能性のある職種を優先する。
- 3) 社会福祉労働省の1998年次計画における「手工芸、工芸発展の奨励、女性の就労の促進」に則した編物、刺繍その他工芸等をコースへの組込む。

4) 国家計画の一部にある教育訓練の近代化と質の向上を目指す。

以上より、計画対象コースは、ビジネスコース、木工コース、縫製コース、編物コース、電気機器コース、知的障害者能力開発コースの6コースとした。各コースの概要は以下の通りである。

1) ビジネスコース (タイプコース)

既存タイプコースをビジネスコースとして再編し、その機材整備を行う。ビジネス部門の利点は以下の通りである。

- ・重度の障害者例えば頸椎損傷の対麻痺でも訓練、就労が可能な職種である。
- ・国営・私企業ともに広範囲な就労の可能性がある。

このビジネス部門は、パソコンを中心に、会計、データ処理、一般事務処理を行う事務員の養成が目的であり、就労の可能性が高いことから、ある程度の応募者が見込まれる。コンピュータの基礎から指導する必要があるため、指導期間は2年間とする。

以上より、本コースの定員を1学年10名とし計20名のコースとする。指導員は1学年に1名とし計2名が必要である。

2) 木工コース

シリア国の木工家具調度品は高級な製品も一部流通しているが、一般的家具はフラッシュ製法で作られ、量産型、分業型である。このような、家具製作部門は立位作業が要求される場面が多く、聴覚障害或いは軽度の立位作業が可能な障害者に限定される。そこで家具製作部門としては、量産現場における技能者の養成とともに、個人の能力によっては工芸部門との乗り入れの訓練指導を実施する。

木工工芸部門は、寄せ木細工、組込み細工に類した嵌合品並びに象眼細工である工芸品の製作を行う。この作業は座位作業が可能のため、重度障害者への対応も可能となり、例えば下肢障害者もデスクワーク部署での就労が可能である。更に適当な補助具を使用することにより、全盲の者も就労できる。

訓練指導期間は訓練内容が多岐に渡ることから、現在と同じ2年間とする。木工機材は特殊な機・工具を除いてほとんど共通で使用できるため、家具と木工芸両部門を統合した定員とする。現在の木工コースの生徒は、聴覚障害者のみであるが、機材整備後は下肢障害者への対応も出来ることから、生徒数は現状より増加するものと判断し、定員を1学年5名とし計10名とする。各種機械を使うことから、安全面も考慮し、指導員は1学年1名とする。このため1名の指導員の増員が必要となる。

3) 縫製コース

コース名称は「縫製コース」とし、紳士服テーラーとドレスメイキングコース及び縫製コース

を合併する。シリア国の公営及び私営縫製関連企業は、分業・量産型事業所が多く、障害者の法定雇用率(公営4%、私企業2%)達成努力も見られ、障害者用の設備・待遇も充実していることから、就業の可能性が高い職種と判断される。企業では、作業が分業化されているので、当センターの訓練目標及び方法を現実に対応させ、縫製を重点としたコースとする。なお、簡単な服の注文製作、リホームを自営で行うことも考えられるので、簡単な洋服縫製を総合実技で行うカリキュラムを計画する。更に、自営に効果のある刺繍も取入れる。

訓練指導期間は、内容が多岐に渡るため現在と同じ2年間とする。縫製関連のコースは、現在でも人気があり生徒数も一番多い。機材整備後はさらに応募者が増加することが見込まれるため、定員を1学年20名とし計40名とする。指導員は、1学年1名ずつとミシン取り扱い調整を行う指導員を含め計3名とする。このため、1名の増員が必要となる。

4) 編物コース

当コースは人気コースである。就職はかなり困難であろうと考えられるが、技術があれば低資金で自営が可能と判断される。また編物は、下肢障害者は片手での作業も可能である。事実現在、最重度者(妊娠中の業害による両上肢短縮障害と聴覚障害の重複障害)が訓練を受講していた。現在の訓練内容に刺繍等の手芸技術を組み入れることで、自営の可能性の拡大を図ることができるため、手芸もカリキュラムに取り入れる。

訓練指導期間は、手芸等により内容が多岐に渡っているため2年間とする。定員は1学年10名とし計20名とする。現状では、1年コース17名であるため、総数的にはほぼ同じとなる。これは、卒業後の進路が大半自営という点を考慮し、定員を押さえたことによる。指導員は、1学年1名とし計2名とする。このため、1名の増員が必要となる。

5) 電気機器コース

コース名は「電気機器」であるが、部門名は「電機修理」とした。この部門は従来ラジオ、テレビ修理がメインであったが、ラジオ、テレビの修理は、今後の市場性に乏しく、従って就労の場も少ないと判断される。そこで障害の種類及び重度者への対応を考慮し、小型電気機器の修理部門とした。これにより、聴覚障害者だけでなく下肢障害者への対応も可能になる。小型電気機器は小型モータ(洗濯機、扇風機、ミシン用モーター、自動車のスターターやダイナモその他回転機器)や電熱機器、又照明機器の修理を目標とする。特に、ダマスカス市内では家電修理業として主に電気ヒーターの修理、クーラー、扇風機、ミシンモーター等の修理店があり、これらの小企業への就業機会が創出できるものと思われる。

訓練指導期間は、電機理論から実技まで多岐に渡るため2年間とする。定員は現況とほぼ同じ1学年5名とし計10名とする。指導員は、1学年1名とし計2名とする。このため、1名の増員が必要となる。

6) 知的障害者能力開発コース

知的障害者の能力開発は、実務作業或いは現場再現法等の技法を用いて、職業人格の形成、職業習慣の向上を目的とする。例えば、労働耐久力の向上、協調性、時間厳守、人間関係、職場のマナー、就労への自信等、職業人として必要な要件を向上させ就労への準備を図る。

指導方法は、流れ作業・集団作業等の方式を用いる。協調性、時間制限、労働耐久力、作業への責任感等を養い、向上させることを目的とし、その指導目的別に指導方法・内容を計画する。具体的作業としては、秤やゲージ、色見本等を用いた検査作業や簡易電気部品、機械部品或いは文具・玩具類を用いての組み立て分解作業、そしてまた簡易織物等の作業を行う。さらに、体力作り、情操教育を目的として、スポーツ、音楽を取り入れる。

訓練指導期間は現状と同じ2年間とする。定員は、現状とほぼ同じ1学年10名とし計20名とする。訓練指導員は生徒5名に対し1名を計画し、計4名とする。このため、1名の増員が必要となる。

また、機材整備計画の対象から以下の理由で既存コースを外した。

1) 皮革コース

施設改修工事のため実状は把握できなかったが、コースの指導員の説明によれば、皮革コースでは主に、靴製作の訓練をしている。しかし、労働市場の状況、就労の可能性等に関する具体的な説明がなく、ダマスカス市内の調査でも具体的な労働市場を確認することが出来なかった。更に卒業生の就労状況も不明であった。実施機関の優先度も低いことから、計画対象外とする。

2) 靴製作コース

シリア国での靴製造は、国営企業が主である。国営企業での靴製造は分業化されていて、その工程は300に上る。そのほとんどの工程作業は、長期の技能訓練を必要とせず、工場内研修で十分である。靴製造機械の種類も多く、このすべてを訓練現場に整備することは不可能に近い。実施機関の優先度も低いことから、計画対象外とする。

3) 時計修理

現在、時計のほとんどは安価なクォーツであり、修理そのものが少ない。ダマスカス市内の時計店の調査を行ったが、販売が主であり、特別の訓練を必要としないバンド交換や電池交換のみが行われている。労働市場性および、障害者の職業自立の点では不適なものとは判断し、実施機関の優先順位も低いことから計画対象外とする。

4) 写真コース

現在では、フィルムおよびプリントの自動現像装置が普及していて、手焼きの作業はほとんど

ない。特にカラー写真は自動現像装置の方が、品質的に安定していて、安価であり、操作の技術も要求されない。シリア国内の写真店を調査したが、カラー写真の自動現像装置が普及している。モノクロのDPEや原画の修正は特殊な芸術写真等に限定されている。労働市場的には、訓練の価値がなく、また、実施機関の優先度も低いため計画対象外とする。

5) 理・美容コース

新設コースとしてミニッツ時に調査対象案件とした理・美容コースであるが、持ち帰り検討した結果下記理由により、計画対象外とする。

理美容は終日立ち仕事である。立位が取れる障害者で、なおかつ理美容職に就労可能な障害者は、聴覚障害者か又は軽度の肢体不自由者のみとなる。他方、理美容職は、客とのコミュニケーションが重要である。聴覚障害者はコミュニケーション障害ともいわれるように、ほとんどの聴覚障害者は健聴者とのコミュニケーションが苦手であり、接客業には不向きである。このため、本コースを計画対象外とする。

要請当初、現地調査時及び国内解析時のコース変遷状況を表3.3に示す。また、コースの定員・必要指導員数等を表3.4に示す。

表 3.3 グラスカス職業訓練センターの要請訓練コースの比較

要請コース	現存/新規	現地調査時のコース (優先順：現存コースにおいて)	現存/新規	計画対象とするコース	現存/新規
1 木工コース	現存	1 タイプコース	現存	1 ビジネスコース	現存
2 電気機器修理コース	現存	2 木工コース	現存	2 木工コース	現存
3 配管コース	新規	3 テーラー・縫製コース	現存	3 テーラー・縫製コース	現存
4 皮革コース	現存	4 編物コース	現存	4 編物コース	現存
5 靴製作コース	現存	5 電機修理コース	現存	5 電機修理コース	現存
6 時計修理コース	現存	6 皮革・靴製作コース	現存		
7 紳士服コース	現存	7 写真コース	現存		
8 縫製コース	現存				
9 編物コース	現存	(新規、1コースのみ)			
10 写真コース	現存	8 理美容コース	新規		
11 理髪(男性及び女性)	新規	(その他、追加のコース)			
12 タイプコース	現存	9 知的障害者能力開発コース	現存	6 知的障害者能力開発コース	現存
13 高度技術士コース	新規				
14 内耳製作コース	新規				
15 義肢器具製作コース	新規				

現地調査時に要請から削除されたコース

時計修理コース	現存
配管コース	新規
高度技術士コース	新規
内耳製作コース	新規
義肢器具製作コース	新規

計画対象外となるコース
(ミニッツ署名時との比較)

皮革・靴製作コース	現存
写真コース	現存
理美容コース	新規

表3.4 障害者職業リハビリテーションセンターの訓練コース改善計画

コース名	部門名	期間(年)		コース別の定員(人)			1学年定員			指導員数(人)			備考
		現状	先方の計画	計画(案)	現状	先方の計画	計画(案)	計画(人)	現状	先方の計画	計画(案)		
ビジネス	ビジネス科	1	2	2	7	(10)	20	10	1	2	2	2	新設部門：指導員増：1→2(1年目に1名の増員)
木工	木工	2	2	2	4	15	10	5	1	2	2	2	定員増：4→10、指導員増：1→2(2年目に1名増員)
縫製	縫製	2	2	2	26	60	40	20	2	4	3	3	定員増：26→40、指導員増：2→3(シンの取り扱い指導と共に調整ができる指導員の増員が1年目に必要)
編物	編物・手芸	1	2	2	17	30	20	10	1	2	2	2	定員増：17→20、指導員増：1→2、期間：1→2(刺繍の技術を持つ指導員の増員が1年目に必要)
電気機器	電機修理	2	2	2	11	20	10	5	1	2	2	2	定員増11→10、指導員増：1→2(2年目に1名増員)
知的障害者能力開発	職業適応	2	2	2	15	30	20	10	3	5	4	4	定員増：15→20、指導員増：3→4(2年目に1名増員)
計画対象：6コース	計8部門				80	155	120	60	9	17	15	15	1年目に3名、2年目に3名の指導員の増員が必要となる。

計画対象外の訓練コース(機材整備の対象とししない。ただし、コースを継続するかどうかは、先方実施機関側の判断とする)

(皮革・靴製造)	靴・袋物	2	2	-	6	10	(10)	-	1	1	-	-	計画対象外
	靴修理	2	2	-	9	10	(10)	-	1	1	-	-	計画対象外
(写真)	DPE修正	1	1	-	5	10	(10)	-	1	1	-	-	計画対象外
(時計修理)		1	-	-	4	-	-	-	1	-	-	-	計画対象外
計3コース	4部門				24		(30)		4	3			

その他のリハビリ

「スホーワークスライ」	-						120		-	-	1		体育用具ほとんど無し、体育館は有り。
「PT(機能訓練)」	-						120		2	2	2		既存設備有り、理学療法士有り

現地調査の結果から本センターでは、カリキュラムに基づいた訓練が行われているとは言い難い状況である。また、訓練用テキストも殆ど整備されていない。このため、現地の状況に即したカリキュラムの骨子を日本側で策定し、実施機関と協議した。各コース毎のカリキュラム案を表 3.5 に示す。

また、このカリキュラムに則った週間標準時限表を表 3.6 に示す。

表3.5 カリキュラム案 (1)

コース名:

ビジネス科

部門名:

ビジネス

指導目標:

パソコンによる文書及びデータ処理並びに一般的事務処理の技能を習得し、就労又は自営業に従事させる。
併せて自己健康管理ができ、一般社会の中で市民として自立生活ができるように指導する。

期間:2年間

No	指導分類	指導項目名	指導概要	標準時限	主な使用機材	備考
1	一般教養	社会自立生活論	一般社会における自立生活技術、ノーマライゼーション等	48	主に講話	合同指導1h/w
2		宗教・道徳	宗教、社会規範、法制度等	48	主に講話	合同指導1h/w
3	身体機能	スポーツ療法	体力作り、協調性、責任感等の醸成	96	一般スポーツ用具、障害者用スポーツ用具	2h/w
4	開発訓練	機能訓練	機能回復又は機能維持訓練、自己訓練プログラム	48	PT用機材	PT、2h/w
5	普通学科	数学	四則計算、分数、比例等事務処理に必要な算数	48	テキスト	2h/w 1年のみ
6		国語	文書処理に必要な国語	48	テキスト	2h/w 1年のみ
7	専門学科	安全衛生	安全作業法、衛生、障害との関係等	48	テキスト	1h/w
8		パソコンの基礎	ハード、OS、ソフト、マウス等パソコン使用上必要な知識	36	テキスト	
9		周辺機器	プリンター、スキャナー等の周辺機器に関する知識	12	テキスト	
10		簿記会計の原理	簿記会計の基礎	60	テキスト	
11		事務処理法	事務の仕組み、流れ、企業組織等	36	テキスト	
12		英語	簡単な英文解釈、パソコン操作に必要な専門英語	48	テキスト	
13	基本実技	P Cの扱い・運指	パソコンの扱い方、CDやFDの扱い、運指法等	36	パソコン、プリンタ等	パソコンは周辺機器を含む(以下同じ)
14		簡易文章の作成	ワープロソフトによる単語、短文の入力、体裁、訂正等	72	パソコン、プリンタ等	
15		簡易表	罫線の引き方、ワープロソフトによる表	60	パソコン、プリンタ等	
16		文書処理	各種文書入力、レイアウト、校正等	60	パソコン、プリンタ等	
17		データベースの基礎	データベースの基礎、種類、設計、処理	90	パソコン、プリンタ等	
18		表計算	表計算の基礎、各種関数、データの処理、各種グラフ等	102	パソコン、プリンタ等	
19		データ管理	各種データの管理、データの共有	72	パソコン、プリンタ等	
20		情報交換の基礎	データ交換、Fax、パソコン通信	36	パソコン、プリンタ等	
21		簿記会計の基礎	パソコンによる簿記会計処理	112	パソコン、プリンタ等	
22		英文文書の作成	パソコンによる英文文書の入力	72	パソコン、プリンタ等	
23		パソコン維持管理	簡単なトラブルの解決、ソフトのインストール、管理ソフト	48	パソコン、プリンタ等	
24		接遇と電話応対	接客、電話応対等	36	パソコン、プリンタ等	
25		マウスによる処理	マウス実行機能による処理	60	パソコン、プリンタ等	
26		安全作業	安全作業法、作業衛生、作業と障害との関係等	48	パソコン、プリンタ等	
27	総合実技	応用・特殊作業	総合作業、画像処理	120	パソコン、プリンタ等	
	計			1,600		

注:将来的には、指導項目及び時間数は個人の能力等に合わせ個別にカリキュラムを策定する。

表3.5 カリキュラム案 (2)

コース名： 木工
 部門名： 木工
 指導目標： 木工家具の製作技能を修得し、家具製造或いはリフォーム技能工として就労或いは自営業に従事させる。併せて自己健康管理ができ、一般社会の中で市民として自立生活ができるように指導する。

期間：2年間

No	指導分類	指導項目名	指導概要	標準時限	主な使用機材	備考
1	一般教養	社会自立生活論	一般社会における自立生活技術、ノーマライゼーション等	48	主に講話	合同指導1h/w
2		宗教・道徳	宗教、社会規範、法制度等	48	主に講話	合同指導1h/w
3	身体機能	スポーツ療法	体力作り、協調性、責任感等の醸成	96	一般スポーツ用具、障害者用スポーツ用具	2h/w
4	開発訓練	機能訓練	機能回復又は機能維持訓練	48	PT用機材	PT、2h/w
5	普通学科	数学	四則計算、分数、比例等木どり作業に必要な算数	48	計尺	2h/w 1年のみ
6		国語	仕様書、簡単なビジネス文章	48	計尺	2h/w 1年のみ
7	専門学科	安全衛生	安全作業法、衛生、障害との関係等	48	計尺	1h/w
8		木工機械	各種家具木工用工具及び機械種類構造等	36	計尺	
9		木工工作法	各種家具の工作法	36	計尺	
10		図面の読方	製図の基礎、木工用図面記号、加工図面の見方	36	計尺、製図用具	
11	基本実技	手工具類の整備	鋸、鉋、鑿等木工用加工用具の研ぎ、調整、手入れ	60	木工用各種手工具	
12		手加工基本作業	各種手工具による基本作業	120	木工用各種手工具	
13		各種継ぎ手加工	各種継ぎ手の製作	90	木工用各種手工具	
14		機械基本作業	木工用機械の扱い、調整、基礎加工	120	帯鋸盤、手押鉋、電動鉋その他	
15		木どり作業	図面による木どり、原寸図	48	製図用具	
16		部品製作作業	各種部分品製作作業	144	各種手工具、木工プレス、各種電動工具	
17		組立作業	家具組立作業	90	木工用各種手工具	
18		仕上げ作業	化粧版張り、全体仕上げ、塗装前処理	72	鉋類、パネ、サグ、木工プレス、木工用ドリル等	
19		木工塗装作業	木工塗装、刷毛塗装、吹付け塗装、特殊塗装	72	エアコック、スプレーガン、ホリゾタル等	
20		安全作業	特に木工用機械の安全作業、塗料、ボンド類等	48	各種木工機械、手工具、作業環境等	
21		金具取付け作業	各種金具取付け作業	48	各種木工用工具	
22		家具デザイン	家具及びインテリアデザインの基礎	48	製図用具	
23	応用実技	総合作業	総合作業、受託作業	148	各種手工具、電動機械、電動工具、塗装用具	
		(OJT etc.)				
		計		1,600		

注：将来的には、指導項目及び時間数は個人の能力等に合わせ個別にカリキュラムを策定する。

表3.5 カリキュラム案 (3)

コース名：縫製
 部門名：縫製
 指導目標：被服縫製技術を習得し、縫製工場へ就労或いは、リホーム等の自営業に従事させる。併せて自己健康管理ができ、一般社会の中で市民として自立生活ができるように指導する。

期間：2年間

No	指導分類	指導項目名	指導概要	標準時間	主な使用機材	備考
1	一般教養	社会自立生活論	一般社会における自立生活技術、ノーマライゼーション等	48	主に講話	合同指導1h/w
2		宗教・道徳	宗教、社会規範、法制度等	48	主に講話	合同指導1h/w
3	身体機能	スポーツ療法	体力作り、協調性、責任感等の醸成	96	一般スポーツ用具、障害者用スポーツ用具	2h/w
4	開発訓練	機能訓練	機能回復又は機能維持訓練、自己訓練プログラム	48	PT用機材	PT、2h/w
5	普通学科	数学	四則計算、分数、比例等縫製作業に必要な算数	48	テキスト	2h/w 1年のみ
6		国語	縫製作業命令書等に必要な国語	48	テキスト	2h/w 1年のみ
7	専門学科	安全衛生	安全作業法、衛生、障害との関係等	48	テキスト	1h/w
8		縫製用機工具類	各種ミシン、手工具の種類、使用方法についての知識	36	テキスト、見本、教材	
9		縫製用材料知識	繊維、糸、各種布地の種類・特徴、扱い方	36	テキスト、見本、教材	
10		被服類製作工程	スカート、ブラウス、ワンピース、パンツ、シャツの製作法	36	テキスト、工程見本、教材	
11	基本実技	ミシン基本作業	本縫ミシン・アイロンによる基本縫製作業	132	本縫ミシン（工業用、家庭用）、アイロン、裁断機	
12		手縫い基本作業	針、糸、布地の扱い、各種手縫い技法、折り始末等	84	手縫用工具、アイロン、アイロン台	
13		ロックミシン基本作業	ロックミシン等の基本作業	72	ロックミシン	
14		特殊ミシン使用法	ボタンかがり、ボタン付ミシン、ジグザグミシン等基本作業	72	ボタン付ミシン、ボタンホカがり、ジグザグミシン	
15		部分縫基本作業	襟、ポケット、袖、ファスナー付、芯付、裏縫等の部分縫	176	本縫いミシン、ロックミシン、アイロン	
16		刺繍・手芸	ネーム入れ、刺繍、手芸品の製作	240	刺繍用具、刺繍ミシン、アイロン等	
17		仕上と検査作業	仕上作業及び検査作業	72	手縫用工具、真空プレス	
18		縫製機器の保守	各種ミシン、手工具の点検、保守	24	各種ミシン、アイロン、手縫用工具等	
19		安全作業	安全作業法、作業環境	36	各種ミシン、アイロン、手縫用工具等	
20	総合実技	婦人物縫製作業	婦人用ブラウス、スカート、パンツ縫製	200	各種ミシン、アイロン、手縫用工具等	男子物、婦人物
21		男子物縫製作業	男子用シャツ、ベスト、パンツ縫製	(200)	各種ミシン、アイロン、手縫用工具等	は選択とする
		計		1,600		

注：将来的には、指導項目及び時間数は個人の能力等に合わせ個別にカリキュラムを策定する。

表3.5 カリキュラム案 (4)

コース名： 編物
 部門名： 編物
 指導目標： 各種編物及び刺繍、手芸の技術を習得し、就労或いは自営業に従事させる。併せて自己健康管理ができ、一般社会の中で市民として自立生活ができるように指導する。

期間：2年間

No	指導分類	指導項目名	指導概要	標準時間	主な使用機材	備考
1	一般教養	社会自立生活論	一般社会における自立生活技術、ノーマライゼーション/etc	48	主に講話	合同指導1h/w
2		宗教・道徳	宗教、社会規範、法制度等	48	主に講話	合同指導1h/w
3	身体機能	スポーツ療法	体力作り、協調性、責任感等の醸成	96	一般スポーツ用具、障害者用スポーツ用具	2h/w
4	開発訓練	機能訓練	機能回復又は機能維持訓練、自己訓練プログラム	48	PT用機材	PT、2h/w
5	普通学科	数学	四則計算、比例等編み物作業に必要な算数	48	テキスト	2h/w 1年のみ
6		国語	編み物関係書や職業生活に必要な国語	48	テキスト	2h/w 1年のみ
7	専門学科	安全衛生	安全作業法、衛生、障害との関係等	48	テキスト、教材	1h/w
8		披服と編物	披服としての編物の種類、特徴、編方の種類等	12	テキスト、教材	
9		編物の材料	編み糸の種類、特徴、扱い方	12	テキスト、教材	
10		編み機概論	各種手編み機の種類、付属品	12	テキスト、編み機とアタッチメント	
11		採寸と製図	デザイン、採寸、製図、パターン	12	テキスト、製図用具	
12	基本実技	編み機の扱い方	各種編み機の扱い、各種アタッチメントの目的	36	編み機とアタッチメント	
13		メリヤス編み	メリヤス編み基本作業	48	編み機とアタッチメント	
14		ガータ編み	ガータ編み基本作業	48	編み機とアタッチメント	
15		ゴム編み	ゴム編み基本作業	60	編み機とアタッチメント	
16		デザイン	デザインとパターン、型紙作成	48	製図用具	
17		模様編み	縄、鹿子、市松、透かし等各種模様編み	72	編み機とアタッチメント	
18		部分編み	前身頃、後身頃、ボケット付、袖、各種襟の製作	112	編み機とアタッチメント	
19		刺繍、レースと応用	刺繍及びレース編みの手芸編物への応用	120	刺繍用具、レース用釣針、刺繍ミシン	
20		綴りと仕上げ	部分編みの綴じ方と仕上げ	72	かがり縫いミシン等	
21		セーター	女性用、男性用	112	編み機とアタッチメント、毛糸針、釣針等	
22		カーデガン	女性用、男性用	72	編み機とアタッチメント、毛糸針、釣針等	
23		特殊物	マフラー、手袋、靴下、帽子	96	編み機とアタッチメント、手編み用具	
24		手編み	釣針編み、二本針編み	72	二本針、釣針	
25		安全作業	作業安全、環境整備、整理整頓	48	編み機、各種工具	
26	総合実技	応用製作作業	総合応用製作	152	編み機、アタッチメント、手編み用具、アイロン	
	計			1,600		

注：将来的には、指導項目及び時間数は個人の能力等に合わせ個別にカリキュラムを策定する。

表3.5 カリキュラム案 (5)

コース名： 電気機器

部門名： 電機修理

指導目標： 小型回転機器修理並びにモーター及び電熱を応用した家庭用電気器具の修理技術の習得し、就労或いは自営業に従事させる。併せて自己健康管理ができ、一般社会の中で市民として自立生活ができるように指導する。

期間：2年間

No	指導分類	指導項目名	指導概要	標準時間	主な使用機材	備考
1	一般教養	社会自立生活論	一般社会における自立生活技術、ノーマライゼーション等	48	主に講話	合同指導1h/w
2		宗教・道徳	宗教、社会規範、法制度等	48	主に講話	合同指導1h/w
3	身体機能	スポーツ療法	体力作り、協調性、責任感等の醸成	48	一般スポーツ用具、障害者用スポーツ用具	2h/w
4	開発訓練	機能訓練	機能回復又は機能維持訓練	48	PT用機材	PT、2h/w
5	普通学科	数学	分数、比例等電気機器修理に必要な数学	36	資料	2h/w 1年のみ
6		国語	仕様書、取扱書、簡易ヒジメ文章に必要な国語	36	資料	2h/w 1年のみ
7	専門学科	安全衛生	安全作業法、衛生、障害との関係など	48	資料	1h/w
8		電気理論	基礎的な直流・交流理論	60	資料、教材	
9		家庭用電気機器	電熱、照明器具等家電製品の種類、原理、構造等	60	資料、教材	
10		回転機器と応用	扇風機、ミキサー、スクーター等小型モーター、発電機応用製品	60	資料、教材	
11		検査・測定法	電気機器の検査法、測定法	48	資料、教材	
12	基本実技	機器分解・組立	扇風機、アイロン、ヒーター、オーブリン、レンジ、アイロ等	60	手工具(スパナ各種、ドライバー、ペンチ類)、テスト	修理用教材 以下同じ
13		照明機器の修理	懐中電灯、電灯、電灯、蛍光灯、スポット等の修理	72	手工具類、照度計、照明、テスト	
14		電熱機器の修理	アイロン、ヒーター、オーブリン、乾燥機	72	手工具(スパナ各種、ドライバー、ペンチ類)、テスト	
15		回転機器の修理	扇風機、ミキサー、シンナー、掃除機、洗濯機等の分解組立	72	手工具(スパナ各種、ドライバー、ペンチ類)、テスト	
16		小型モーターの修理	各種交流、直流小型モーターの巻線とその他の修理	180	手工具類、巻線機、テスト	
17		小型発電機修理	小型直流発電機の巻線とその他の修理	180	手工具類、巻線機、テスト	
18		その他の電機類	クーラー、冷蔵庫等の修理	96	手工具(スパナ各種、ドライバー、ペンチ類)、テスト	
19		家電機器の保守	各種家庭用電気機器の点検、保守	48	手工具(スパナ各種、ドライバー、ペンチ類)、テスト	
20		電気測定の基本	基礎電気回路、電気機器の測定法	60	各種メータ、電源供給器、電気回路訓練キット等	
21		電気機器試験法	負荷試験、絶縁試験、接地試験等	48	各種メータ、負荷試験機、各種測定器	
22		安全作業	感電予防等安全作業	48	テキスト	
23	応用実技	応用製作作業 (OJT, etc.)	総合作業、受託作業	124	電動ドリル、電動ドリル、ワールコン等上記で使用する器具	
	計			1,600		

注：将来的には、指導項目及び時間数は個人の能力等に合わせ個別にカリキュラムを策定する。

表3.5 カリキュラム案 (6)

コース名： 知的障害者能力開発

部門名： 職業適応

指導目標： 職業人として必要な各種要件を高め、就労準備をさせ、就労へ適応させる。
併せて一般社会の中で市民として自立生活ができるように指導する。

期間：2年間

No	指導分類	指導項目名	指導概要	標準時限	主な使用機材	備考
1	一般教養	社会自立生活論	一般社会の中で自立生活と働く意味、動機づけ等	48	主に講話	合同指導1h/w
2		宗教・道徳	宗教、社会の仕組みと協力、そのためのルール等	48	主に講話	合同指導1h/w
3	身体機能	スポーツ療法	体力作り、協調性、責任感等の醸成	120	一般スポーツ用具、障害者用スポーツ用具	2h/w
4	開発訓練	音楽療法	人間性向上、情操教育、苦痛緩和、作業能力向上	96	音楽機材(知的障害)	1h/w
5	普通学科	数学	社会生活、職業生活で必要な計算	60	テスト	2h/w 1年のみ
6		国語	社会生活、職業生活に必要な国語	60	テスト	2h/w 1年のみ
7	基本実技	分解・組立作業	小グループによる分解・組立作業(玩具、文具類)	120	手工工具(ハンパ、トラバ、スイカ)、組立分解器具	
8		流れ作業	ローコンバア等による分解・組立作業(電機部品等)	120	コンバア、手工具類	
9		仕分け作業	仕分け、分類作業、分解した物の仕分け等	120	コンバア、手工具類、職業評価器具	
10		箱詰め作業	一定数量、一定重量の箱詰め、袋詰め作業	120	コンバア、秤、職業評価器具	
11		梱包作業	梱包、運搬作業	72	コンバア、トイ	
12		検査作業	補助具を利用しての製品検査作業	120	組立分解器具	
13		機織り作業	小型手機織り作業(素材織、ラゴマット、マフラー etc)	156	機織り機	
14		清掃作業	清掃作業(床清掃・磨き、自動車清掃)	156		
15		安全衛生	安全作業法、衛生、健康についての知識	48	テスト	
16	実作業	実務作業 (OJT、etc)		136		
		計		1,600		

注：将来的には、指導項目及び時間数は個人の能力等に合わせ個別にカリキュラムを策定する。

表3.6 障害者職業リハビリテーションセンター 週間標準時限表

時限	コース名					氏名					備考
	土曜日 Sat.	日曜日 Sun.	月曜日 Mon.	火曜日 Tue.	水曜日 Wed.	木曜日 Thu.	金曜日 Fri.				
8:30	訓練・指導	訓練・指導	訓練・指導	訓練・指導	訓練・指導	訓練・指導	休				
1~2	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
10:00	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
10:15	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
3~4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
11:45	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
12:00	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
5~6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
13:30	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
備考											

注1：1時限は45分間とし、2時限を続ける。休憩時間は10時から10時15分までと11時45分から12時00分とする。
但し、木曜日の訓練指導（メンテナンスを含む）は11時45分までとする。

注2：PT等身体的機能訓練等は個人別に計画する。従って個人別に時限表を作成することが望ましい。

注3：スポーツ訓練は、体育館の広さ、障害の種類、器具類数量等の整合性を見ながら、2～3コースと共同で行うよう時限表を計画する。

注4：合同訓練（一般教養：社会自立生活、宗教、社会倫理、職業準備講話など）は例えば、毎週土曜日の1時限目を実施する。

注5：年間時限数は、26週×32時限（1週間）＝832時限となるが、800時限で計画するものとする。従って2年制は1,600時限とする。